

パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

I. 金融商品取引法関連

頁

1. 顧客の利益の保護のための体制整備	4
（特定金融商品取引業者等の範囲）	4
（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）	5
（金融商品関連業務の範囲）	5
（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）	7
（顧客の利益の保護のための体制に係る記録及び業務方法書への記載）	12
2. 顧客に関する非公開情報の授受の制限等の見直し	13
（オプトアウト関係）	13
（内部管理に関する業務を行うために必要な情報の授受）	18
（その他顧客情報の取扱い等）	21
3. 銀行等の優越的地位の濫用の防止	28
4. 主幹事引受制限の緩和	28

II. 銀行法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備	30
（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）	30
（銀行関連業務の範囲）	32
（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）	34
2. その他	38

III. 保険業法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備	40
（保険関連業務の範囲）	40
（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）	40
（その他）	42

IV. 農林中央金庫法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備	43
(子金融機関等の範囲)	43

V. 投資信託及び投資法人に関する法律関連

1. 投資法人の合併手続の明確化	44
------------------	----

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 65 号)	改正法
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容開示府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投信法施行令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
投資法人の計算に関する規則	投資法人計算規則
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者監督指針
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関監督指針
保険会社向けの総合的な監督指針	保険監督指針
個人情報保護に関する法律	個人情報保護法

I. 金融商品取引法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(特定金融商品取引業者等の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>金商法第 36 条第 2 項について、同条第 3 項で定義している特定金融商品取引業者等に該当する業者であれば、親会社や子会社の有無に関わらず、顧客の利益保護のための体制整備が求められるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>金商法第 36 条第 2 項により求められる体制整備義務は、「特定金融商品取引業者等」に該当しない投資運用業者には課されないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>金商法第 36 条第 3 項に規定する「特定金融商品取引業者等」の範囲を定める金商法施行令第 15 条の 27 において、顧客保護の必要性が高い業者である「有価証券関連業を行わない金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき第 29 条の登録を受けた者に限る。）」も規定するべきである。</p>	<p>金商法第 36 条第 2 項により体制整備義務が求められる「特定金融商品取引業者等」の範囲については、新たな体制整備義務の導入であることを踏まえ、法令に基づく体制整備義務としては、金融業務に関して利益相反の生じる場面が相対的に多いと考えられ、かつ、その業容等からして適切な体制整備の必要性の程度が一般的に高いと考えられるものをまずは対象とすることが適当であると考えられます。</p> <p>このような観点から、今般の体制整備義務導入にあたって、まずは有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者及び登録金融機関を対象とすることとしています。</p>
<p>「金融商品取引業」には、金融機関が行う投資運用業及び有価証券関連業に該当する行為は含まれていない（金商法第 2 条第 8 項柱書）が、金商法施行令第 15 条の 27 第 2 号で「登録金融機関」が規定されているのはなぜか。</p>	<p>登録金融機関は、「その他の政令で定める者」（金商法第 36 条第 3 項）として金商法施行令第 15 条の 27 第 2 号で規定することとしています。</p>
<p>金商法上、登録金融機関についても利益相反管理体制の整備が求められているため、登録金融機関となっている銀行は、銀行関連業務に係る取引については銀行法上の利益相反管理体制を、登録金融機関業務に係る取引については金商法上の利益相反管理体制を、それぞれ整備する必要があるということか。登録金融機関業務に係る利益相反管理は、銀行業務に関する利益相反管理と必ず分けて（例えば、2 つの社内規則を作るなど）行わなければならないのか。</p>	<p>登録金融機関となっている銀行は、金商法第 36 条第 2 項により求められる体制整備義務、銀行法第 13 条の 3 の 2 第 1 項により求められる体制整備義務のいずれも満たす必要があります。</p> <p>これらの体制整備義務については、別々の社内規則を設けるなど、必ずしも分離して行うことが求められるものではありませんが、体制整備義務の実施が確保されるよう、銀行は、それぞれの法律で求められる体制整備義務の範囲を的確に把握する必要があります。</p>

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>「親金融機関等」及び「子金融機関等」の範囲に、国内に営業所等を持たない外国法人は含まれるか。含まれるのであれば、国内に営業所等を持たない外国法人を除外してほしい。</p>	<p>「親金融機関等」及び「子金融機関等」には、国内に拠点がない外国グループ会社など、金商業等府令第32条各号に掲げる者も含まれます。</p> <p>国内に拠点がない外国グループ会社であっても、その関与の下で利益相反取引が行われる可能性があり、これを適切に管理する必要があると考えられることから、国内に拠点がない外国グループ会社を「親金融機関等」及び「子金融機関等」から除外することとはしていません。</p>
<p>金商法施行令第15条の28第2項第2号は、金商法第36条第2項に係る子金融機関等には、外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者も含まれると規定している。</p> <p>この点、かかる外国業者の国外における顧客の保護については、当該外国の法令による規制に委ねれば足り、我が国の金商法において規制する必要はなく、また、金商法は国内投資家の保護を主目的とする法律であることから、同号の対象となる外国金融業者とは、「国内投資家を顧客とする」外国金融業者に限定しているとの理解でよいか。</p>	<p>外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業等を行うグループ会社も、国内投資家を顧客とするか否かにかかわらず、「親金融機関等」又は「子金融機関等」に該当します。</p> <p>なお、金商法第36条第2項により、特定金融商品取引業者等は、自己又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう体制整備が求められているところ、国外の顧客のうち、いかなる者がこの「顧客」に該当するかについては、国内業務との関連性の程度等を勘案して、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>ニューヨーク州送金業者法により、送金業者としての免許を受けて送金等を業とする単なる送金業者は、金商法施行令第15条の28第2項第2号の範囲に含まれるか。</p>	<p>外国の法令に準拠して外国において銀行法第2条第2項第2号の為替取引業を行う者は、金商法施行令第15条の28第2項第2号に掲げる者に含まれます。</p>
<p>特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう体制整備が求められるが、「子金融機関等」が「子金融機関であり、かつ親金融機関等」である場合は、「親金融機関等」とする取扱いとしてほしい。</p>	<p>「親金融機関等」に該当するグループ会社であっても、「子金融機関等」に該当する場合には、当該グループ会社が行う金融商品関連業務に係る顧客は、利益相反管理の対象とする必要があります。</p>

(金融商品関連業務の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が行う金銭の貸付け（金商法第35条第1項第2号、第3号に該当するものを除く。）は、金商業等府令第70条の2では指定されておらず、金融商品関連業務に該当しないと理解でよいか。</p>	<p>有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が行う「金融商品関連業務」には、金融商品取引業及びこれに付随する業務が含まれますが、これらに該当しない金銭の貸付け（例えば、届出業務として行う金銭の貸付け）は含まれません。</p>

<p>金商業等府令案第 70 条の 2 に規定する「金融商品関連業務」につき、第一種金融商品取引業者の場合は、自らについては「金融商品取引業」及び「金融商品取引業に付随する業務」、その子金融機関等については、「金融商品取引業」又は「登録金融機関業務」及び「金融商品取引業に付随する業務」が対象となるが、登録金融機関の場合は、自らについては「登録金融機関業務」、その子金融機関等については「金融商品取引業」又は「登録金融機関業務」及び「金融商品取引業に付随する業務」が対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、対象となる業務が明確になるよう規定を修正いたします。</p>
<p>保険業法や銀行法では、保険会社や銀行が利益相反管理を行う必要のある顧客の範囲は、それぞれ保険関連業務、銀行関連業務に係る顧客に限定されており、自らが行うことができない業務に係る顧客は利益相反管理の対象顧客とされていない。</p> <p>一方、金商法では、登録金融機関は、自身及びその子金融機関等が行う登録金融機関業務に係る顧客の利益相反管理だけでなく、金融商品取引業に係る顧客の利益相反管理も行う必要があるのか不明確となっている。</p> <p>よって、登録金融機関についても、金融商品取引業のうち自らが行うことができない業務に係る顧客の利益相反は、管理の対象外であることを明確化してほしい。</p>	<p>金商法、銀行法、保険業法でそれぞれ求められる体制整備義務の範囲については、それぞれの法律の趣旨に照らして定められるべきものです。</p> <p>金商法第 36 条第 2 項で求められる体制整備義務については、登録金融機関は、自己の業務範囲に含まれるか否かにかかわらず、その子金融機関等が行う金融商品取引業に係る顧客についても対象に含める必要があります。</p>
<p>投資助言業務や投資運用業を行う者は顧客に対して善管注意義務・忠実義務を負い、一定の利益相反が法令上禁止されている。有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が投資助言業務や投資運用業を併せて行う場合、当該金融商品取引業者は、利益相反管理体制を構築するにあたって、これら利益相反禁止に関する準則も含めたものにする必要があるか。必要である場合、投資助言業務や投資運用業のみを行う者が利益相反管理体制を構築する義務を負わないことと不均衡ではないか。</p>	<p>有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が投資助言業務や投資運用業をも行う場合、これらの業務に係る顧客の利益が不当に害されることがないように金商法第 36 条第 2 項の体制整備を行う必要があります。</p> <p>なお、「特定金融商品取引業者等」の範囲については、新たな体制整備義務の導入であることを踏まえ、業容等からして適切な体制整備の必要性の程度が一般的に高いと考えられるものをまずは対象とすることが適当であると考えられることから、投資助言業務や投資運用業のみを行う金融商品取引業者を対象としていません。</p>

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 に規定する「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講じる義務は、「利益相反管理体制」の整備義務を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令案第 70 条の 3 の規定により、特定金融商品取引業者等は、利益相反管理体制の整備、利益相反管理方針の策定・公表及び利益相反管理に係る記録の保存が求められます。</p>
<p>利益相反という問題の性質上やむをえない面もあるが、広汎な規制として読める条文になっているので、取引の萎縮・過剰反応が起こらないよう、「不当」「適正」といった規範的な文言について適切な解釈を行い、法適用を行ってほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、今般の改正は、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理体制の整備を求めるものであることから、各金融機関において、高い自己規律に基づく自主的な取組みの促進に努めることが求められます。</p>
<p>今般の改正の趣旨がグループ会社間における発行者等の非公開情報共有の緩和措置と一体であることにかんがみれば、特定金融商品取引業者等において金商法施行令第 15 条の 28 で規定する親金融機関等又は子金融機関等と顧客の非公開情報を共有しない体制が整備されている場合であれば、金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項各号に定める措置を講じる必要はないか。 仮に上記の場合にあっても同項各号の措置を講じる必要があるとするなら、その特定金融商品取引業者等の行う業務体制・範囲に応じた措置で十分であると理解してよいか。</p>	<p>今回の改正は、金融グループの業務の多様化等に伴う利益相反による弊害を実効的に防止するために、特定金融商品取引業者等に利益相反管理体制の構築を求めることとするものであり、体制整備義務は、グループ会社間での情報共有の有無にかかわらず、適用されます。 求められる体制・措置の具体的な内容については、特定金融商品取引業者等が行う業務の内容、規模等に照らして、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>利益相反防止の措置が必要となるのは、特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益に係るものに限られるとの理解でよいか。</p>	<p>金商法第 36 条第 2 項で求められる体制整備義務については、親金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客は対象とされておらず、特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客が対象となります。</p>
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項に規定する「子金融機関等が行う取引に伴い」の「取引」は、取引の内容・種類は問わない（金融商品関連業務に関するかは問わない）との理解でよいか。また、取引の相手方が当該顧客、その他の顧客、顧客以外の取引先又はマーケットかは問わないとの理解でよいか。そうだとすると、取引の範囲が非常に広がるため、問題となる取引の抽出において、金融機関の判断をある程度尊重しないと、業務遂行上著しい支障をきたすものと思われる。</p>	<p>「子金融機関等が行う取引」の内容、種類、相手方は特に限定されないと考えられます。 なお、「対象取引」の特定にあたっては、必ずしも取引の内容等にかかわらず一律の対応が求められるものではなく、特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれの度合い等を踏まえて、適切な方法により特定を行うことが求められます。</p>
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項に規定する「不当に」の定義を示してほしい。</p>	<p>具体的にどのような場合に利益相反管理が求められるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>

<p>金商法第 36 条第 2 項では「業務に関する情報を適正に管理」及び「業務の実施状況を適切に監視」と規定されているが、金商業等府令案第 70 条の 3 でこれらについて明示的に規定されていないのはなぜか。</p>	
<p>金商法第 36 条第 2 項では、「体制の整備」と「その他措置」を区別して規定されているが、金商業等府令案第 70 条の 3 では「措置」のみ規定されている。「措置」には「体制の整備」が含まれているとの解釈を前提としているものと思われるが、その根拠を示してほしい。</p>	<p>金商法第 36 条第 2 項で求められる体制整備・措置については、「内閣府令で定めるところにより」講じることとされていますが、金融グループが行う取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要なものに限定されています。これを受けて金商業等府令において、各金融機関・金融グループの創意工夫による自発的な取組みの促進にも配慮し、金商業等府令第 70 条の 3 第 1 項各号に掲げる措置を講じをを求めることとしています。</p>
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 3 号の「公表」義務は、金商法第 36 条第 2 項に規定する「その他措置」に含まれるのか。最良執行方針の公表義務のように法律で明示的に規定しなかったのはなぜか。</p>	
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項に規定する「措置」の解釈を通じて金商業等府令で無限定に行為規制を創設することができることになるが、法において例えば「内閣府令で定める措置」というようにその趣旨が明示的に表れるように規定しなかったのはなぜか。</p>	
<p>民法 709 条にいう「法律上保護される利益を侵害」と金商業等府令案第 70 条の 3 の「顧客の利害が不当に害される」との関係を確認したい。不法行為に到らないものや民事責任が発生しないものでも、金商業等府令案第 70 条の 3 の「顧客の利益が不当に害される」となりうるのか。なりうるとした場合には、「不当」性の判断については金融機関の自主的な判断をある程度尊重していく方針にしていけないと対応が困難となるので、監督・検査にあたって、そのあたりを踏まえて対応してほしい。</p>	<p>金商法第 36 条第 2 項により利益相反管理が求められるのは、民事上の不法行為責任が発生する場合に限られるものではないと考えられます。 なお、今般の改正は、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理体制の整備を求めるものであることから、各金融機関において、高い自己規律に基づく自主的な取組みの促進に努めることが求められます。</p>
<p>利益相反管理のために個人情報を利用することは金融取引に関して個人情報を利用するという利用目的の範囲内と考えてよいか。金融機関は個人情報保護法第 18 条第 4 項第 4 号の「取得の状況からみて利用目的があきらかであると認められる場合」により個人情報を取得しているケースがあり、そのような個人情報を利用できない場合には、利益相反管理そのものが難しくなる可能性がある。</p>	<p>個人情報保護法に規定する利用目的の範囲については、同法の趣旨に従って、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>

<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「対象取引を適切な方法により特定するための体制」とは、具体的にどのような組織（又は特別な組織）をイメージしているのか。</p> <p>グループ会社の行うすべての取引ではなく、その特定金融商品取引業者等が行う金融商品関連業務に直接関係があると考えられる取引から対象取引を特定する体制を整備すればよいことを確認したい。</p>	<p>金商業等府令第 70 条の 3 第 1 項第 1 号の規定は、利益相反のおそれがある取引を適切な方法により特定するために必要な体制の整備を求めるものです。求められる体制の具体的な内容については、その金融グループが行う業務の内容、規模等に照らして、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>利益相反のおそれのある取引を特定するにあたっては、金商業者監督指針案のパブリックコメントの際に参考資料として公表された典型的な取引例と異なるものでもよいか。</p> <p>例えば、ある顧客との間で、M&A を関係会社と共同で行う場合には、証券会社がアドバイザーになる一方で、当該関係会社が当該顧客に融資を実行したり、プリンシパル投資や資産の買取りを行うことも考えられる。このような場合、顧客に対してはグループとしての総合的なソリューションを提供するものであり、必ずしも顧客の利益が不当に害されることにはならないと考えられる。</p>	<p>具体的にどのような場合に利益相反管理が求められるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 2 号イ～ニについては、金融取引の態様は多様であることを踏まえ、検査マニュアル等により画一的な運用を行うのではなく、各金融機関の実情に基づく自主的な判断を尊重する監督・検査を行うことを期待する。</p> <p>金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 2 号に列挙されている利益相反管理の方法はあくまでも例示に過ぎないものであり、利益相反の態様によってはこれら以外の方法によってその管理を行うことが監督官庁の運用によって事実上、禁止ないし制限されるようなことは避けるべきである。</p> <p>イからニに掲げられた方法は、あくまでも例示であって、ここに示された事項のすべてを行わないことをもって法令に違反するものではなく、また、ここに示された事項以外の方法や複数の方法の組み合わせにより対応することも可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>今般の改正は、金融機関に対して、高い自己規律に基づいた自主的な内部管理体制の整備を求めるものであり、当局としては、その実施状況について、監督・検査を通じて適切にモニタリングを行うことで、規制の実効性の確保に努めていくこととしています。</p> <p>金商業等府令第 70 条の 3 第 1 項第 2 号イ～ニは、顧客の保護を適正に確保する方法の例示であり、顧客の保護を適正に確保するためにいかなる体制整備が求められるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>

<p>金商業等府令案第70条の3第1項第2号イに規定する「部門を分離する方法」として、具体的にどのような手法を用いることが望ましいのかについて、当局の見解を明らかにしてほしい。</p> <p>例えば、「部」であるとか「部門」といった形式的なユニット単位で分離するというのではなく、部や支店におけるチーム編成の分離や、情報共有・意思決定ラインの分離によっても確保する旨を確認したい。</p> <p>また、例えば顧客に対し「チャイニーズ・ウォールできちんと管理する」旨の開示を行わずに、社内の情報の分離のみに頼って利益相反状況を管理する手法もありうるとの趣旨か。</p> <p>取締役や金融機関全体の視点から判断を行う使用人についても「分離」を行うことは、会社法その他の法令との関係で問題をきたすため、そのような役職員については「部門を分離」という対象から除外されていることを確認したい。</p>	<p>金商業等府令第70条の3第1項第2号イ～ニは、顧客の保護を適正に確保する方法の例示であり、顧客の保護が適正に確保されるのであれば、必ずしも、物理的に担当部署や担当役職員を隔離することや、社内の情報遮断措置等について顧客に個別に開示することが求められるものではありません。</p> <p>一方で、顧客の保護を適正に確保するために必要である場合には、取締役や金融機関全体の視点から判断を行う使用人についても、適切な情報遮断措置等を図る必要があると考えられます。</p>
<p>ある一定の「部門を分離する方法」を採用している場合には、当該「部門を分離する方法」が整備されていれば、結果的に顧客の利益が害されても、金商業等府令案第70条の3第1項第2号イに関する行政上の責任は問われないか。</p>	
<p>「対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法」とは、「平成20年度金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令案の概要」にあるように、「部門間の情報隔壁（の構築）」「チャイニーズウォールの構築」を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第70条の3第1項第2号ハに規定する「当該顧客との取引を中止する方法」について、例えばいったん成立した約を取り消すことも含まれる場合、それに起因して当該顧客が発生した費用や損失を特定金融商品取引業者等が負担することは、金商法第39条第3項及び金商業等府令案第118条第1号ホにより、損失補填には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問のようなケースが損失補填に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>「対象取引又は当該顧客との取引を中止する」ことは、規制方法としては有効であっても、投資家の投資機会を喪失させ又は制約することになりかねない。よって、この号は削除すべきではないか。</p>	<p>金商業等府令第70条の3第1項第2号イ～ニは、顧客の保護を適正に確保する方法の例示であり、顧客の保護を適正に確保するためにいかなる対応が求められるかは個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第70条の3第1項について、同項第2号ロ及びハは選択的な措置と考えられるため、ロとハの内容をまとめ、「対象取引又は当該顧客との取引の条件若しくは方法を変更し、又は取引を中止する方法」としてはどうか。</p>	<p>取引の条件や方法の変更と、取引の中止では、求められる行為の内容や影響が大きく異なりうることから、区別して規定することとしています。</p>

<p>利益相反の管理方法として顧客の同意を取得した場合であっても、開示の内容が十分でない場合には、体制として不備があるということか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、内容の不十分な開示に基づいて顧客の同意を取得している結果、顧客保護が適正に確保される体制となっていない場合には、金商法第36条第2項の体制整備義務違反となりうるものと考えられます。</p>
<p>事前の承諾により、金商業等府令案第70条の3第1項第2号イないしニの対応とすることはできないか。例えば、M&Aアドバイザー業務において、あらかじめアドバイス先に「同業者へのアドバイザーを当社としては行うことがある」旨、アドバイザー契約などで明示していた場合は、実際に同業者へのM&Aアドバイザーを行うことになったときに、あらためて金商業等府令案第70条の3第1項第2号イ～ニの対応を行う必要があるのか。</p>	<p>ご質問にあるような方法による対応も一律に排除されるものではありませんが、それにより顧客保護が適正に確保されているか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>グループ会社の組成した商品を顧客に販売する場合に、契約締結前交付書面にその旨を記載すれば、適切に開示したことになるか。</p>	
<p>顧客への開示について、取引相手との契約等により具体的な開示ができない場合には、相手方との間で何らかの取引関係にあるといった抽象的な形で開示でも可能なのか。適切なチャイニーズ・ウォールをたてる等の条件をつけて同意を取得するといった方法も許容されるか。 また、利益相反管理方針の概要が公表されていれば、さらに顧客への開示を追加的に行う必要がないケースがありうることを確認したい。</p>	
<p>利益相反管理方針を公表することを義務付けるのはなぜか。体制を整備し、取引を行う顧客の利益を不当に害さないような方針をたてておけば足りるのであって、わざわざ公表しなければならぬとする根拠はないのではないか。</p>	<p>今般新たに求められることとなった体制整備義務の実効性を高めるために必要であると考えられることから、利益相反管理方針の概要の公表を求めています。</p>
<p>金融機関の業務内容が変化し、利益相反管理体制のあり方が変更されることが想定される。そのような場合には、変更が必要になった時点において、変更後の利益相反管理体制の概要を公表すればよいか。</p>	<p>顧客の利益が不当に害されることがないのであれば、そのような対応も許容されるものと考えられます。</p>
<p>金融グループにおける利益相反管理方針は統一的なものでなければならないのか。例えば、グループ会社内に複数の特定金融商品取引業者等が存在する場合には、各社の利益相反管理方針は同一のものでなければならないか。異なる方針が許容されるのであれば、両社間の利益相反における判断に齟齬が生じた場合の取り扱いについても管理方針の中に盛り込むのか。</p>	<p>利益相反管理方針には、それぞれの特定金融商品取引業者等が、自己やその金融グループの行う業務の内容、規模等を踏まえて、利益相反管理を実施する際の方針を記載する必要があります。</p>

(顧客の利益の保護のための体制に係る記録及び業務方法書への記載)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>金商業等府令案第 157 条第 1 項第 18 号イ及びロの記録とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。「記録」に記載すべき事項は業者毎に定めることでよいか。</p> <p>例えば取引の概要、他の取引との間の利益相反関係の有無の確認結果、他の取引との間の利益相反関係がある場合の対応や管理の検討結果の概要がわかるものでよいか。</p>	<p>利益相反管理に係る記録は、金商法第 36 条第 2 項により構築された利益相反管理体制の下で、実際に行われた利益相反取引の特定及び対応措置（部門の分離、取引の変更・中止、顧客への開示等）の事後的な検証を可能とするために保存が求められるものです。</p>
<p>「対象取引の特定に係る記録」とは、「対象銘柄、把握できた利益相反の事実、対象取引として特定した年月日」を記録することで足りるとの理解でよいか。</p>	<p>求められる記録の具体的な内容は個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、例えば、特定した利益相反取引や実施した対応措置の概要の記録等が含まれるものと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 157 条第 1 項第 18 号イで求められる記録は、個々具体的な現実の対象取引毎の特定に係る記録ではなく、各特定金融商品取引業者の特性・実態に応じた体制の整備に際し、顧客の利益を不当に害されるおそれがある取引の事前類型化を行った場合の、当該取引類型化の結果を記録することをもって足りるか。</p>	<p>必ずしも金融グループにおいて行うすべての取引について個々の取引に係る資料をすべて保存することが求められるものではなく、利益相反取引の特定・管理が適切に行われている限りにおいて、利益相反管理体制の下で実際に行われた利益相反取引の特定の方法によっては、取引類型の記録を保存することが一律に排除されるものではないと考えられます。</p>
<p>「措置に係る記録」とは、当該措置の下で個別具体的な現実の取引において実施された個別具体的な措置ではなく、各特定金融商品取引業者の特質・実態に応じた体制の整備として実施された措置、すなわち、整備された体制そのものを記録することをもって足りるのか。</p>	<p>なお、利益相反管理に係る記録の保存義務は、利益相反管理体制の構築義務に含めて規定することとします（金商業等府令第 70 条の 3 第 1 項第 4 号）。当該記録の保存期間は作成の日から 5 年間です（同条第 2 項）。</p>
<p>取引内容・管理状況・検討結果等の内容がわかる記録が保存されれば足り、当該利益相反関連取引に係る資料のすべてを保存する必要はないとの理解でよいか。</p>	
<p>「顧客の保護を適正に確保するための措置に関する記録」は、実際に金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 2 号イ～ニその他の利益相反管理の方法が実施された場合に必要記録を保存する趣旨との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、利益相反取引への対応措置が実施されたか否かにかかわらず、金商業等府令第 70 条の 3 第 1 項第 4 号イの規定により、利益相反取引の特定に係る記録の保存が求められることに留意する必要があります。</p>
<p>金商業等府令案第 8 条第 6 号へ、トに掲げる事項に関する業務方法書の変更は、改正法の施行後遅滞なくなされれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第 8 条第 6 号へ、トにより新たに求められる記載事項の追加については、業務方法書の変更としてこの改正の施行の日後遅滞なく届け出る必要があります（金商法第 31 条第 3 項）。</p>
<p>利益相反のおそれのある取引を類型化し、その類型毎に管理の方法を組み合わせた上、それを業務方法書に記載するということがよいか。また、管理体制を整備した場合、「組織規程」に盛り込む必要があるか。</p>	<p>業務方法書に記載すべき具体的な内容については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>

<p>業務方法書への記載が求められる金商業等府令第8条第6号へ(1)の事項は、金商業等府令第70条の3第1項第3号において策定が求められる利益相反管理方針を業務方法書に添付することにて代替可能との理解でよいか。</p> <p>登録金融機関である銀行としては、登録金融機関業務に利益相反の管理を行うべき業務類型が見当たらなかった場合、業務方法書には、顧客の利益が不当に害されることがないように講じる体制整備の内容に加え、管理対象業務類型が見当たらないことを記載するということがよいか。</p>	<p>利益相反管理方針に金商業等府令第8条第6号へ(1)の事項がすべて記載されている場合には、利益相反管理方針を業務方法書に添付することも許容されるものと考えられます。</p> <p>業務方法書に記載すべき具体的な内容については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的に、登録金融機関が金商法第36条第2項により利益相反の管理を行うべき対象取引や顧客が全く存在しないことは想定しがたいと考えられます。</p>
---	---

2. 顧客に関する非公開情報の授受の制限等の見直し

(オプトアウト関係)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>今回の改正の施行前に情報共有同意書（オプトイン）に基づき適法に提供・受領された法人顧客の非公開情報については、当該法人顧客に対し当該情報の共有の停止を求める機会を改めて提供することが求められるものではなく、各法人において引き続き利用できるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>金商業等府令第153条第1項第7号イに規定する情報共有に係るオプトインが存続するということは、各証券会社が、自社の体制構築スケジュールを勘案し、「第153条第2項」を準用しない運用も可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>証券会社は、引き続きオプトインを利用してグループ会社間で顧客情報を共有することが妨げられるものではありません。</p>
<p>今回の改正の施行前に情報共有に同意している顧客に対して、オプトアウトの機会を敢えて付与することとした場合で、当該顧客より情報共有停止を求められた場合には、提供・受領が認められなくなるのか。なお、その場合でも停止を求められるまでに提供・受領した情報に関しては、その後も引き続き、各法人において利用できるとの理解でよいか。</p>	<p>法人顧客がオプトアウトした場合、顧客の書面による同意があるものとみなされなくなる結果、証券会社がオプトアウト前にグループ会社から取得した当該顧客に関する非公開情報を、オプトアウト後にグループ会社に提供することや勧誘に利用することは、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められないものと考えられます。</p>
<p>法人顧客がオプトアウトした場合、当該法人顧客がオプトアウトする以前に金融商品取引業者等が親子法人等から取得した当該法人顧客に関する非公開情報については、それを引き続き共有すること、及びそれを利用して当該法人顧客に金融商品取引契約の締結を勧誘することは許されるか。</p>	
<p>オプトアウト制度の詳細について、業者の事務負担も考慮した規制の再構成をしてほしい。</p>	<p>金商法における法人顧客情報に係るオプトアウト制度のあり方を考えていく上では、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで非公開の顧客情報の共有を認めることは適当ではないと考えられることから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することを求めることとしています。</p>
<p>オプトアウト制度につき、個人情報保護法第23条第2項に規定するオプトアウト制度と同様の内容にしてほしい。</p>	

<p>証券会社とグループ金融機関の間の法人顧客の非公開情報の提供・受領、利用の自由化を認めてほしい。仮に今回の改正により認められないとしても、速やかに見直しをしてほしい。</p>	<p>顧客に関する非公開情報の授受の制限のあり方を考えていく上では、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで非公開の顧客情報の共有を認めることは適当でないと考えられることから、法人顧客についてオプトアウトの機会を付与することを求めることとしています。</p>
<p>単なる個別取引情報等をオプトアウト情報の対象範囲外としてほしい。</p>	<p>金商業等府令第153条第2項によるオプトアウト制度は、法人顧客を対象とするものであり、個人顧客は対象となりません。</p>
<p>「顧客」のうち、「法人顧客」については、金商業等府令第153条第1項第7号、第8号の特例としてオプトアウトの制度が設けられ、「顧客」のうち、「個人顧客」については、基本的にオプトインのみであるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第153条第2項によるオプトアウト制度は、法人顧客を対象とするものであり、個人顧客は対象となりません。</p>
<p>すべての法人顧客に対してオプトアウトの通知をすることを証券会社に求めるものではないとの理解でよいか。すなわち、グループ一体となって営業を行いたいターゲットとなる法人顧客だけにオプトアウトの通知をして情報共有を行う、ターゲット外の法人顧客にはオプトアウトの通知をせず、情報共有も実施しない、という対応が認められるか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>オプトアウトの対象である顧客は法人に限定されているが、登記されていない団体、権利能力なき社団・財団、民法組合、匿名組合、持株会、国、地方公共団体等はここでいう法人の範疇に含まれるか。</p>	<p>法人とは、法人格が付与されている者をいい、必ずしも登記されることが求められるものではありません。したがって、国、地方公共団体等の公法人は含まれますが、いわゆる権利能力なき社団や財団、法人格を有しない持株会・組合などの法人格が付与されていない団体や財団は含まれず、基本的には情報共有に際してオプトインが必要となると考えられます。</p>
<p>オプトアウトの対象となる顧客（発行者等）は、「法人に限られる」ものとされている。しかしながら、オプトイン（事前の書面による同意）が原則とされているのは、個人顧客の保護にあり、個人顧客以外の者（法人及び組合等を含む。）を特別に保護する理由はない。したがって、「法人」を「法人その他の団体」と改めるか、又は「法人に限られる。」を「個人を除く。」と改めてほしい。 上記の修正が受け入れられない場合、組合等の法人以外の団体の場合、業務執行組合員等の構成員が法人であれば、法人と扱ってよいか。又は、組合等の法人以外の団体の場合、すべての組合員等構成員が法人であれば、その団体を法人として扱ってよいか。</p>	<p>今回の改正では、個人情報保護の重要性等も踏まえ、個人情報の取扱いについては引き続きオプトインを維持することとしています。このような個人情報の取扱いの潜脱を防止する必要があることから、個人以外の団体等で法人格を有さないものをオプトアウト制度の対象に含めることはしていません。 法人以外の団体に関与する場合に、顧客が法人であるといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的に、業務執行組合員のみならず組合のすべての構成員が法人であるとしても、オプトアウトに係るそれぞれの構成員の意向は区々であることが想定されるため、ただちに当該組合を法人として扱うことが認められるものではないと考えられます。</p>

<p>法人顧客の非公開情報の授受（金商業等府令第153条第2項）について、金商業者監督指針案Ⅳ-3-1-4に「法人顧客へのオプトアウトの機会の通知」や「オプトアウトの機会に関する情報の公表」が定められているが、当該内容は法的拘束力のない監督指針ではなく、金商業等府令で明記すべきである。仮に金商業等府令ではなく金商業者監督指針で定める場合、これが法的拘束力のない「行政指導指針」（行政手続法第2条第8号二）にすぎないものであることを確認したい。</p>	<p>オプトアウト制度の導入にあたっては、金融分野における顧客情報保護に対する顧客の意識の高まりに留意しつつ、利用者利便の向上にも配慮して、金商業等府令第153条第2項において、オプトアウトの機会を適切に提供することを求めることとしています。ご質問にある金商業者監督指針案の記載は、オプトアウト制度に関する監督上の留意点を定めるものです。</p>
<p>親子法人等の間で授受を行うことができる「非公開情報」の範囲には、限定がないと理解してよいか。すなわち、オプトアウトの機会を適切に提供している場合において、当該発行者等に関するあらゆる非公開情報（取引残高や取引履歴、入手した非公開の財務情報等すべて）を親子法人等の間で授受することが可能と考えてよいか。</p>	<p>金商業等府令第153条第2項のオプトアウト制度の対象となる非公開情報は、法人である発行者等に関する非公開情報に限られます。 また、オプトアウトの機会を適切に提供しているといえるためには、発行者等に対して、あらかじめグループ会社に提供する非公開情報の範囲を知らせる必要があると考えられます。</p>
<p>「停止を求める機会を適切に提供している場合」とは、例えばホームページ上に、「当社は必要に応じ、法人のお客様に関する非公開情報を〇〇〇（グループ会社等を明示）に提供し、又は受領する場合があります。非公開情報の授受の停止をご希望の法人のお客様は、当社までその旨お申出下さい」などと表示すれば足りるか。</p>	<p>顧客にオプトアウトの機会を適切に提供しているといえるか否かは、情報共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることとした制度趣旨を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>オプトアウト機会の付与の通知について、いわゆる「見込み客」や口座開設に至っていない法人顧客（例えば、M&Aの対象企業）に対しても、店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載などによってオプトアウトの機会の通知を行っていただければ情報共有を可能としてほしい。</p>	<p>一般的には、顧客に個別の通知を一切行わない場合や、継続的に情報共有を行うにもかかわらず初回のみ個別通知を行ってその後はご指摘のような一般的な公表措置のみを行う場合は、対象となる顧客が自己にオプトアウトの機会が与えられていることを明確に認識できないことから、オプトアウトの機会が適切に提供されているとはいえないものと考えられます。</p>
<p>オプトアウトの機会の付与の方法として、初回の個別別通知は行ったうえで、その後は個別別通知を行わずとも、店頭掲示ないしホームページによる告知で足りるか。</p>	<p>顧客にオプトアウトの機会を適切に提供しているといえるか否かは、情報共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることとした制度趣旨を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的に、ホームページのURLと問い合わせ先のみを通知しただけでは、オプトアウトの機会が適切に提供されているとはいえないものと考えられます。</p>
<p>オプトアウトに関する事項の詳細については店舗での掲示・閲覧やホームページに掲載している前提で、オプトアウトの機会の付与の通知をEメール、ファックスで行う場合、Eメール、ファックスに該当ホームページのURLと問い合わせ先を記載すれば、Eメール、ファックス自体にはオプトアウトに関する事項の詳細を記載しなくとも「オプトアウトの機会の付与の通知」としての要件を満たすか。</p>	<p>顧客にオプトアウトの機会を適切に提供しているといえるか否かは、情報共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることとした制度趣旨を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的に、ホームページのURLと問い合わせ先のみを通知しただけでは、オプトアウトの機会が適切に提供されているとはいえないものと考えられます。</p>

<p>顧客が大規模な事業会社である場合、顧客の事業部門単位で機密保持契約等を締結し、当該顧客との間で非公開情報の授受を行っているケースがある。このような顧客については、オプトアウト権利の行使の有無について、事業部門ごとに異なる取扱いとすることは可能か。</p>	<p>ご質問にある「事業部門単位で機密保持契約等を締結」することの趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法人顧客がその一部の事業部門に係る情報に限りてオプトアウトすることについては、当該顧客の意思が明確に確認できる場合であれば、実務上一律に否定されるものではないと考えられます。</p>
<p>法人顧客にオプトアウトの通知を行う者は、証券会社に限られることはなく、そのグループ会社から行ってもよいように読めるが、オプトアウト機会の通知元又は法人顧客の共有の停止を求める先は、証券会社以外の親子法人等でもよいか。そうした場合、証券会社を含むグループ一体で、法人顧客に対してオプトアウトの通知を行うことは認められるか。</p>	<p>顧客の意思を適切に確認するというオプトアウト制度の趣旨にかんがみると、金商業等府令第153条第2項による法人顧客に対するオプトアウトの機会の付与は、顧客から情報を入手してそれをグループ会社に提供する者が行う必要があります。</p>
<p>金商業等府令第153条第1項第7号の「発行者等」には、日本国内で取引を行わない国外のグループ金融機関の顧客は含まれるか。 仮に「発行者」に該当するとしても、日本における事業と全く関係ない外国にいる顧客に対して、金商業者監督指針案 IV-3-1-4 (1) の条件を満たすオプトアウトの機会を付与するのは事実上不可能であるから、日本の証券会社等及び外国銀行支店の顧客の非公開情報の適切な管理を前提に、日本の証券会社等及び外国銀行支店のホームページによるオプトアウトの機会を付与するのみで、グローバルなデータベースの共有によって生じる当該外国顧客情報の共有は認められるか。</p>	<p>国外の顧客への我が国金商法の具体的な適用範囲や「発行者等」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。 顧客にオプトアウトの機会を適切に提供しているといえるか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的に、顧客に個別に知らせず、ホームページで公表を行っただけでは、オプトアウトの機会が適切に提供されているとはいえないものと考えられます。</p>
<p>オプトアウトの機会の付与について、法施行前にすでに口座を保有している法人顧客に一斉に書面を送付する等の方法をとってもよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今回の改正の施行日の1ヶ月前から法人顧客に対してオプトアウト機会付与の通知が可能となるよう経過措置を設けることとします（附則第2条）。</p>
<p>金商業等府令第153条第2項の「当該発行者等が当該停止を求めるまでは」は、「当該発行者等から当該停止を求める旨の通知を受けるまでは」としてほしい。</p>	<p>ご指摘のような文言では、証券会社が顧客からオプトアウトの通知を受領することを拒絶した場合に、当該顧客のオプトアウト行使の効力が発生しないこととなるおそれがあります。法令の規定で顧客によるオプトアウトの行使を必要以上に制約することは適当でないと考えられることから、そのような文言の修正は行わないこととします。</p>

<p>誤解に基づく後日の紛争防止のためにも、発行者等から求められる停止は、書面によるものとしてほしい。</p>	<p>オプトアウトに係る実務を適正に行う観点から実務上顧客にオプトアウト行使の際に書面の作成を求めることは一律に否定されるものではないと考えられますが、顧客のオプトアウトの意思が確認できるのであれば、必ずしもオプトアウト行使を書面によって行うことが法令上求められるものではありません。</p>
<p>オプトアウトを行う場合、「法人としての意思及び授受制限を行う範囲」を確認する方法（書面・電子的記録・口頭など）を明確にしてほしい。オプトアウト行使は「書面」でなくともよいか。</p>	
<p>法人顧客が非公開情報の提供の停止を求める方法について、口頭での申出の場合は顧客の意思確認方法として不十分であるとともに、グループ内で適切に情報を浸透させるためには書面等がないと運営上不安定となるため、法人顧客から簡易な書面によりその停止を受け付ける（口頭及び電話は不可）ことは認められるか。</p> <p>また、オプトアウト行使の申出が実権者による意思表示であり、かつ当該意思表示が行われたことが客観的に判断できるよう、代表者名による記名捺印文書を提出するなど、銀行側で合理的と考えられる方法を決めることに問題はないか。</p>	
<p>外国企業に、日本の法律を説明して、情報共有の制限に関連する書類を徴求することは一般的に難しいため、純粋な外国企業と、在外日系企業で差異があるか確認したい。</p> <p>金商業等府令案第153条第2項に規定されている「発行者等」に関して、海外を本拠とする発行者等と本拠が本邦にある発行者等（本邦企業の海外子会社を含む）に区別があるかを確認したい。</p>	<p>「差異がある」、「区別がある」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客にオプトアウトの機会をどのように提供するか等については、情報共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることとした制度趣旨を踏まえて、個別事例ごとに判断する必要があるものと考えられます。</p>
<p>発行者等からオプトアウトを受ける場合、包括的なオプトアウトだけではなく、個別の（限定的な）オプトアウトを受けることは可能か。</p> <p>この場合、例えば、ファイナンス情報だけをオプトアウトするときは、当該ファイナンス情報については非共有情報として管理するが、それ以外の情報についてはグループ会社間での授受が可能との理解でよいか。</p>	<p>法人顧客からの申し出によりグループ内で共有する非公開情報の範囲を限定することは否定されるものではありませんが、オプトアウトの機会を適切に提供しているといえるためには、あらかじめグループ会社で授受される非公開情報の範囲を法人顧客が明確に認識できることが確保されている必要があると考えられます。</p>
<p>オプトアウトした新規法人顧客と実際に取引を開始するか、あるいはオプトアウトした既存法人顧客とその後取引を継続するかどうかは、各社の経営判断に委ねられているとの理解でよいか。</p> <p>例えば、法人顧客との契約書に、解除事由として当該顧客がオプトアウトをすることを入れることや、オプトアウトをした法人顧客との間の契約を協議の上で合意解約することは可能か。</p>	<p>個々の顧客と取引を行うかどうかは経営判断に属するものであることは貴見のとおりと考えられますが、オプトアウト制度の運用が法人顧客のオプトアウトの機会を不当に制約するものであることは適切でなく、ご質問にあるような取扱いとすることには十分な合理的な理由が求められるものと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第153条第2項のオプトアウト行使を書面で行った場合、その書面は法定帳簿ではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

<p>情報共有の同意書について、電磁的方法での受け入れも認めてほしい。また、電磁的な方法で受け入れたものをペーパー出力して保存することでよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、証券会社はグループ間の情報授受に係る顧客の同意を電磁的方法により取得することができます（金商業等府令第155条第1項）。電磁的方法で受け入れた同意を書面にプリントアウトして、帳簿書類として保存することは許容されるものと考えられます。</p>
<p>複数社宛の情報共有の同意書を受け入れた場合、原本が1通の場合は、1社以外は写しの保存をすることで、当該同意書の保存義務を満たすか確認したい。また、同意書は基本的に顧客が作成するものであって、金融商品取引業者は作成できないのではないか。</p>	<p>帳簿書類として保存が求められる非公開情報共有の同意書（金商業等府令第157条第1項第2号ハ）は、非公開情報を提供する証券会社が発行者等から取得するものであり、同意書を取得した証券会社はこれを帳簿書類として保存する必要はありますが、情報を受領する者には保存義務はありません。</p>
<p>情報共有に関する顧客の事前同意書の保存期間は、その効力を失った日から5年間とされているが、有効期限を設けずに顧客から事前同意書面を受け入れた場合は、取引の成否にかかわらず、永久に保存義務を負うのか。</p>	<p>証券会社が、顧客から取得した同意書面に基づき、当該顧客の非公開情報の授受をグループ会社間で行うことが可能である以上、当該同意書面を保存する必要があると考えられます。顧客から取得した同意書面がその効力を失ったか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>金融商品仲介業の登録を受けている親法人等又は子法人等の金融商品仲介業務に従事しない役員又は使用人は、オプトアウトの機会が適切に提供されていれば非公開情報の授受ができるか。</p>	<p>証券会社が金融商品仲介業者に金融商品仲介業を委託している場合、金商業等府令第123条第1項第18号等、金融商品仲介業に係る弊害防止措置に留意する必要があります。</p>

（内部管理に関する業務を行うために必要な情報の授受）

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>利益相反管理・内部管理目的で授受が認められる顧客情報は、法人顧客に限らず個人顧客の情報も含むとの理解でよいか。</p> <p>内部管理目的での情報共有については、顧客の事前の書面同意がない場合や法人顧客からオプトアウト行使があったとしても妨げられないか。</p> <p>利益相反管理のために個人情報を利用することは、個人情報保護法上、金融取引に関して個人情報を利用するという利用目的の範囲内か。</p> <p>内部管理目的での情報共有は個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するか。</p>	<p>利益相反管理・内部管理目的での情報共有（金商業等府令第123条第1項第18号二、第24号ハ、第153条第1項第7号リ、第154条第4号リ、又）は、顧客の同意やオプトアウトの不行使を要件とするものではありませんが、個人情報保護法や私法上の守秘義務に別途留意する必要があります。なお、個人情報保護法の適用については、同法の趣旨に従って判断されるべきものです。</p>

<p>内部管理業務を行う部署が複数（コンプライアンス部、内部監査部等）あり、これらの部署間で非公開情報を授受しても、これらの部署の外に非公開情報が漏えいしない措置が講じられていけばよいか。</p> <p>利益相反管理や顧客からの苦情対応にあたって、営業等の担当役員に加え、営業等の実務に携わる職員が関与することは可能か。</p> <p>必ずしもシステムによる管理が求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>内部管理目的での情報共有にあたって、具体的などのような場合に必要な漏えい防止措置が講じられているかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、必ずしも単一の部署で内部管理業務のすべてを行うことが求められるものではありません。</p> <p>また、ある職員・部署が内部管理に関する業務を行っていると考えられるか否かは、必ずしも所属する部署・部門等により外形的に決定されるのではなく、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 123 条第 1 項第 18 号ニ及び第 24 号ハの場合について、金商業等府令案第 153 条第 1 項第 7 号ハ及び第 154 条第 4 号ハにおいて規定されていないのはなぜか。</p>	<p>利益相反管理のために必要な情報の授受は、証券会社については内部管理のうち法令遵守管理目的での情報共有として（金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号リ、同条第 3 項第 1 号）、登録金融機関の仲介部門については金商業等府令第 154 条第 4 号リ及びヌの規定により、例外的に認められる場合がそれぞれ定められています。</p>
<p>内部管理部門は、内部監査部門に限定されないとの理解でよいか。</p>	<p>「内部管理に関する業務」の定義は金商業等府令第 153 条第 3 項に規定されており、内部監査に関する業務に限られるものではありません。</p>
<p>内部管理業務の範囲を明確にしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>金商業等府令案第 153 条第 1 項第 10 号のグループ銀行等の優越的地位の濫用を防止するためにグループ銀行等の取引上の地位に係る情報を共有することは、法令遵守管理業務に該当するか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、基本的には、「法令遵守管理に関する業務」に該当しうると考えられます。</p>
<p>法令遵守管理業務に、反社会的勢力に対応するための管理業務が含まれるか。</p>	
<p>金商業者監督指針案Ⅳ-1-3 (1) では「証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務（金融商品取引業以外の業務を含む。）に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい」との記載があるが、金融商品関連業務以外の証券会社が営む業務に起因する利益相反の管理については、法令遵守管理業務に該当するか。</p>	<p>法令遵守管理目的での情報共有に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、ご質問にある利益相反の管理を行うためにグループ会社間で必要な情報を共有することは、必ずしも排除されるものではないと考えられます。</p>
<p>経営管理に関する業務は内部管理業務に含まれるか。含まれないのであれば、経営管理のための顧客情報の共有を認めてほしい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、経営管理に関する業務であることをもってただちに「内部管理に関する業務」に該当するものではなく、「内部管理に関する業務」に含まれないものもありうるものと考えられます。</p> <p>法令遵守管理等に必要な情報の共有は認められており、利益相反防止等の観点から、これ以上に顧客の非公開情報の共有を認めることとはしていません。</p>

<p>オペレーション部門（証券決済や資金決済等を行う部門）の業務を、「内部管理に関する業務」としてほしい。仮に「内部管理に関する業務」自体には該当しないとしても、オペレーション部門は、非共有情報を利用して顧客に対する勧誘を行うことは通常考えられないため、非共有情報へのアクセスを認め、内部管理部门との間で職員の兼務を認めるべきである。</p> <p>総務・人事部門や広報部門の業務についても、同様の取扱いを認めてほしい。</p>	<p>法令遵守管理等に必要な情報の共有は認められており、利益相反防止等の観点から、これ以上に顧客の非公開情報の共有を認めることはしていません。</p> <p>証券会社が内部管理目的で情報共有を行う場合に、内部管理部门において具体的にどのような漏えい防止措置を実施する必要があるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、必ずしもこれによって非公開情報を取り扱わない部門との職員の兼務が禁止されるものではありません。</p> <p>また、ある職員が顧客の非公開情報を取り扱っているか否かは、必ずしも所属する部署により外形的に決定されるものではなく、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>親・子法人間の非公開情報授受の例外に、合併等事業再編の準備を行うために必要な情報の授受を追加してほしい。</p>	<p>法令遵守管理等に必要な情報の共有は認められており、利益相反防止等の観点から、これ以上に顧客の非公開情報の共有を認めることはしていません。</p>
<p>親・子法人間の非公開情報授受の例外に、主幹事会社の親・子法人が社債管理者又は財務代理人に就任する場合に、社債の発行事務を遂行するために必要な情報を提供する場合を追加してほしい。</p>	
<p>「特定関係者」の範囲を広げることを検討してほしい。銀行持株会社の傘下にある親法人等を「特定関係者」に追加してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>「特定関係者」のうちには顧客利益保護管理体制の整備義務を負わない者がある（証券持株会社や証券持株会社に該当しない証券会社の親法人等）が、こうした者について内部管理目的での顧客情報共有の承認制を廃止するのはなぜか。</p>	<p>今回の内部管理目的での顧客情報の授受の見直しは、金融グループとしての統合的な内部管理を可能とするために必要な改正を行うものです。</p>
<p>「対象規定を遵守するため」とは、当該規定を遵守したものかどうかを判断すること及び当該法令を役職員に遵守させることを含むとの理解でよいか。</p> <p>また、利益相反管理（事後の検証等を含む）について内部管理業務（法令遵守管理、損失の危険の管理、内部監査・内部検査、財務・経理・税務、電子情報処理組織の保守・管理に関する業務）の遂行のための情報共有は可能か。そうでない場合、可能となるよう手当てしてほしい。</p>	<p>対象規定を遵守するための情報の授受の特例（金商業等府令第123条第1項第18号ニ、第24号ハ）は、対象規定により求められる利益相反管理体制の整備に必要な範囲で情報の授受を認めるものであり、その限度において、求められる体制整備がなされているかの検証に必要な情報の授受も認められるものと考えられます。</p> <p>登録金融機関の行う金融商品仲介業務に係る弊害防止措置の実効性を確保しつつ、金融グループ内の内部管理体制の整備が的確に行われるよう、ご意見を踏まえ、登録金融機関と委託金融商品取引業者が同一グループ内にある場合に、内部管理及び電子情報処理組織の保守・管理に関する業務を行うために一定の情報共有を行うことが可能となるよう規定を修正いたします（金商業等府令第123条第1項第18号ホ、第24号ニ）。</p>

<p>金融商品仲介業務の受委託関係が存在する場合に、内部管理目的全般及び電子情報処理組織の保守・管理目的での顧客情報の授受を可能としてほしい。</p> <p>そうでないと、営業部門の職員の兼職が行われる場合に、例えば、顧客からの苦情・照会への対応、顧客との紛争処理、監督当局への対応、法令違反の管理、内部監査・内部検査において、適切な対応ができなくなるおそれがある。</p> <p>また、共有可能情報の中に非共有情報が誤って紛れていた結果、内部監査等に際して期せずして本来であればアクセスできない情報に触れてしまった場合、法令違反となるか。</p>	<p>登録金融機関の行う金融商品仲介業務に係る弊害防止措置の実効性を確保しつつ、金融グループ内の内部管理体制の整備が的確に行われるよう、ご意見を踏まえ、登録金融機関と委託金融商品取引業者が同一グループ内にある場合に、内部管理及び電子情報処理組織の保守・管理に関する業務を行うために一定の情報共有を行うことが可能となるよう規定を修正いたします（金商業等府令第123条第1項第18号ホ、第24号ニ）。</p>
<p>システムの保守・管理については、目的がシステムの保守・管理であればよいか。グループ内のシステムを担当する会社や部門に限定されるのか。また、内部管理業務の一部として他の内部管理業務と統一的に整理すべきではないか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第153条第1項第7号トの規定は、電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を授受することを認めるものです。証券会社が情報提供できる相手方となるグループ会社は特定関係者に限られませんが、情報を受領したグループ会社の部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられている必要があります。</p>
<p>金商業等府令第154条第4号りに規定する「内部管理に関する業務」については、金商業等府令第153条第1項第7号りと同様、「内部管理に関する業務の全部又は一部」との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。この点が明確になるよう規定を修正いたします。</p>

(その他顧客情報の取扱い等)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>顧客保護という視点も重要だが、銀行のリスク管理、審査能力の向上という観点からは、情報を共有しつつ取引を行っていくことが大切であるという視点にも配慮し、バランスをとった行政運営をしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>ファイアーウォール規制の緩和と協会規則、信義則等に基づき金融機関が負う守秘義務との関係如何。</p>	<p>今般の改正は、金商法における顧客情報の取扱いの見直しを行うものであり、協会規則上の義務や私法上の守秘義務には別途留意する必要があります。</p>
<p>第一種金融商品取引業者や登録金融機関は、書面での顧客同意に加えて内閣府令で定められた体制整備が必要となるが、従来より顧客同意を取り付けて営業している場合は規制強化につながってしまう。書面での顧客同意又は体制整備のどちらかを行うことでよいか。</p>	<p>顧客の非公開情報の授受の制限の見直しと利益相反管理体制の整備義務の導入は、一方が他方を代替する関係にはなく、グループ内で顧客情報の共有を行う際に顧客の書面による同意を得ていることをもって当然に利益相反管理体制の整備義務を満たすものではありません。</p>

<p>「発行者等」とは、証券会社の顧客（又は顧客となることが予定されている者）を指すとの理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は「顧客」や「発行者等」の範囲を変更するものではありません。「顧客」又は「発行者等」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>オプトアウトの対象となる「発行者等」とは、親子法人等の顧客のすべてではなく、第一種金融商品取引業を営む金融商品取引業者が金融商品取引契約等を締結する相手方又は相手方となる可能性のあるものを意味するとの理解でよいか。</p>	
<p>「顧客」や「発行者等」に次のようなものが該当するか。銀行・証券で扱いは変わらないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規獲得を目指してアプローチしている会社及び個人（有価証券の発行に係るものは除く） ・ 金銭債権の購入先 ・ 他社から購入した金銭債権に係る原債務者 ・ 取引を有しない銀行・証券等のイベントに係る招待者・出席者 	
<p>「発行者等に関する非公開情報」の「発行者等」には、親法人等・子法人等及びそれらの設立するSPC等は含まれるか。</p>	<p>証券会社の親法人等、子法人等又はこれらの者が設立するSPCであっても、当然に「発行者等」から除かれるものではないと考えられます。</p>
<p>金商業等府令第153条第1項第7号の「発行者等」には、法人顧客・個人顧客の双方を含むとの理解でよいか。</p> <p>また、非公開情報の提供に関する顧客の事前の書面による同意（オプトイン）がある場合は、金商業等府令第153条第1項第8号の規制が例外的に解除されることにかんがみ、条文上は明らかではないものの、上記書面同意には「利用」についての同意も含まれているとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第153条第1項第7号の「発行者等」には、法人顧客、個人顧客のいずれも含まれると考えられます。</p> <p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第153条第1項第7号イの規定は、非公開情報の提供についてあらかじめ発行者等の書面による同意がある場合に、例外的に情報の授受を認めるものです。</p>

<p>以下の情報は、「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別の情報」、「発行者等に関する非公開情報」、「顧客に関する非公開情報」に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務データ、収益計画、営業戦略等、銀行・証券それぞれの経営管理情報（顧客名を含まないもの） ・ 銀行・証券の担当者別顧客リスト ・ 取引先にかかる社内格付、信用供与枠及び残枠額等、信用判断 ・ 銀行・証券総合受付における来訪者受付状況 ・ 銀行・証券を含むグループ主催イベントの参加者リスト ・ 個別の取引情報 	
<p>「非公開情報」の範囲を明確化してほしい。以下の情報は「非公開情報」に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客が証券取引のための口座を開設する意向を持っているという情報 ・ 顧客が証券口座を開設しているかどうかという情報 ・ 顧客がグループ内の銀行口座を開設しているかどうかという情報 ・ ある企業の役職員が個人名義の証券口座を他社に開設しているという情報 ・ 顧客の証券取引においてトラブルが生じたという事実 ・ 人事異動情報 	<p>今回の改正は「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」や「非公開情報」の範囲を変更するものではありません。「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」又は「非公開情報」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>オーナー系企業の場合であって当該企業の社長が大株主であるときも、法人顧客情報となるか。</p>	
<p>上場会社より取得した「当該会社の大株主Aがその保有全株の売却意向を持っている」といった情報は、当該法人の非公開情報に含まれるか。事前同意が必要となる個人の情報か。</p>	
<p>顧客がオプトアウトを行ったという情報は、顧客の非公開情報に当たらないと考えてよいか。そうではないとすると、証券会社同士の非公開情報の授受において、仮に一方にのみその通知が届いた場合、そのオプトアウトを受け取っていない方の証券会社の内部管理部門からその営業部門等に情報を伝達できず情報の授受の遮断が不十分になる。また、特定関係者以外の親子法人等とのオプトアウト情報の共有が認められない場合、それらの親子法人等の役職員との間の非共有情報の授受の停止が不十分になる。</p>	<p>一般的に、金商業等府令第153条第1項第7号の規定により、証券会社がグループ会社との間で、顧客の非公開情報を適切に管理するために法人顧客がオプトアウトを行った旨の事実を知らせることが妨げられるものではないと考えられますが、いずれにせよ、「非公開情報」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>

<p>投資運用業者、第二種金融商品取引業者又は投資助言・代理業者が、関係外国運用業者に対して顧客に関する非公開情報を提供する場合には、事前に顧客の書面による同意を得る必要がないとの理解でよいか。</p>	<p>投資運用業者等が関係外国運用業者に対して顧客に関する非公開情報を提供する場合、これらの業者がいずれも有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者に当たらない限り、金商業等府令第153条第1項第7号の規制の対象とはなりません。一方、個人情報保護法や私法上の守秘義務に別途留意する必要があります。</p>
<p>A社とB社が親子関係にあり、C社がB社の議決権を持分法適用会社となりそうな水準で持っている場合、B社はA社との間だけでなくC社との間でも、法人の非公開情報の授受は禁止されるか。A社とC社の間はどうか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第153条第1項第7号の規制が及ぶ「親法人等」には自己の親会社のほか、親会社の関連会社が含まれ、「子法人等」には自己の子会社及び関連会社が含まれます。</p>
<p>証券会社の親銀行が外国銀行（日本に外国銀行支店あり）の場合、オプトイン又はオプトアウトの機会の付与を通じて当該証券会社から当該外国銀行の日本支店が適法に取得した顧客の非公開情報は、当該外国銀行全体（海外の本支店を含む。）が利用できるか。</p> <p>証券会社の親銀行が外国銀行（日本に外国銀行支店あり）の場合、当該外国銀行の海外の本支店が当該証券会社から適法に取得した顧客の非公開情報は、当該外国銀行全体（海外の本支店を含む。）が利用できるか。</p>	<p>国外の行為への我が国金商法の具体的な適用範囲については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>金商業等府令第153条第1項第8号に関して、証券会社の海外における支店又は駐在員事務所が、親法人の海外にある支店等に当地（海外）で情報提供を行う場合も、同規定が適用されるか。</p>	
<p>金商業等府令第153条第1項第8号が改正され、第一種金融商品取引業者のみが同号の規制対象となっているが、第一種金融商品取引業を行わない投資運用業者に対する規制は金商法上なくなったと理解してよいか。また、そうであれば、これらの投資運用業者は、保険会社や銀行との間で販売会社の情報をオプトアウトで共有することが可能か。</p>	
<p>金商業等府令第153条第2項で2回目に出てくる「金融商品取引業者」は、その前に出てくる「前項第7号及び第8号の金融商品取引業者」と同じであるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第153条第1項第8号の禁止行為は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者に適用されますが、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者は同号の禁止行為の名宛人とされていません。したがって、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者でない投資運用業者がグループ内の保険会社や銀行との間でオプトアウトにより顧客情報を共有することは、当該禁止規定により妨げられるものではありません。</p> <p>なお、グループ保険会社や銀行が登録金融機関である場合は、当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員がグループ内の投資運用業者と顧客情報を共有することは、原則として禁止されていることに留意する必要があります（金商業等府令第154条第4号、第5号）。</p> <p>貴見のとおりと考えられます。</p>

<p>金商業等府令案第 150 条第 5 号イの「非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意（第 123 条第 1 項第 24 号の顧客の書面による同意を含む。）を得て提供する場合」には、金商業等府令案第 123 条第 2 項により、同条第 1 項第 24 号の書面による同意を得ているものとみなされる場合を含むとの理解でよいか。</p> <p>同様に、金商業等府令案第 154 条第 5 号の「顧客の書面による同意」には、金商業等府令案第 123 条第 2 項により、同条第 1 項第 24 号の書面による同意を得ているものとみなされる場合が含まれるか。</p>	<p>金商業等府令第 150 条第 5 号イの「第 123 条第 1 項第 24 号の顧客の書面による同意」には、金商業等府令第 123 条第 2 項のオプトアウト制度により同条第 1 項第 24 号の同意を得ているものとみなされる場合を含むものと考えられます。</p> <p>金商業等府令第 154 条第 5 号の勧誘規制については、同号で規定する顧客の書面同意が必要であり、金商業等府令第 123 条第 1 項第 24 号に規定する顧客の書面同意で代替することは認められないと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 153 条第 1 項第 11 号の共同訪問に係る規制は、兼職者が顧客を訪問する場合に適用があるか。仮に適用がある場合、別法人であることの十分な説明が行われている限り、別法人であることの開示を訪問の都度行う必要があるか。</p>	<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 11 号の規定は、基本的に、兼職者が顧客を訪問する場合にも適用されうるものと考えられます。その場合における説明を具体的にどのように行うかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、いずれにせよ、同一の法人であると顧客を誤認させることのないよう適切な説明が求められるものと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 123 条第 1 項第 19 号により同一法人内での情報伝達が禁止される非公開融資等情報についても、オプトアウトによる情報共有を認めてほしい。</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、異なる法人間での顧客情報の取扱いと、同一法人内での顧客情報の取扱いを同列に論じることは必ずしも適切でないと考えられることから、そのような改正を行うこととはしていません。</p>
<p>登録金融機関が証券仲介業務を行っていない場合は、金融商品取引業を行っていても、金商業等府令案第 123 条第 1 項第 19 号の規制の対象外としてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、登録金融機関が行う有価証券関連業及び投資運用業は、金融商品取引業の定義から除外されています（金商法第 2 条第 8 項柱書）。</p>
<p>金商業等府令案第 154 条にもオプトアウト制度を設けてほしい。</p>	<p>登録金融機関の行う金融商品仲介業務に係る弊害防止措置をめぐる問題状況と、銀行・証券間のファイアーウォール規制をめぐる問題状況とは、議論の対象となる顧客の特性が同一でないことがありうるなど、両者を同列に論じることは必ずしも適切でないと考えられることから、そのような改正を行うこととはしていません。</p>
<p>金商業等府令案第 123 条第 2 項ただし書でオプトアウトの対象外とされている登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員と委託金商業者との間で授受される情報を、非公開情報又は非公開融資等情報としてほしい。</p> <p>金商業等府令案第 154 条第 5 号の登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員に係る勧誘規制の対象となる情報を、非公開融資等情報としてほしい。</p>	
<p>金商業等府令案第 154 条第 4 号の登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員に係る情報授受規制の対象となる発行者の非公開情報について、「金融商品仲介業務で取り扱う有価証券の発行者」の非公開情報としてほしい。</p>	

<p>金商業等府令案第 123 条第 2 項ただし書及び第 154 条第 4 号につき、金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役職員であれば、当該役職員が金融商品仲介業務に従事していたとしても「金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」には含まれないとの理解でよいか。そうでない場合、対象から外す手当てをしてほしい。</p> <p>非仲介業務従事者が金融商品仲介業を併せて実施する組織に帰属する場合に、その組織の統括者は、自らの組織の情報を把握できないこととなるのではないか。</p> <p>また、金融商品仲介業を併せて実施する組織に所属する非仲介業務従事者が、非オプトアウト顧客の情報を委託金商業者・グループ会社に直接提供できるにもかかわらず、当該非仲介業務従事者が当該情報を自らが所属する組織の統括者に提供し、当該統括者が委託金商業者・グループ会社に提供できないこととなるのではないか。</p>	<p>登録金融機関の行う金融商品仲介業務に係る弊害防止措置と、銀行・証券間のファイアーウォール規制とを同列に論じることは必ずしも適切でないと考えられることから、そのような改正を行うことはしていません。したがって、登録金融機関の金融商品仲介業務を実施する組織の業務を統括する役職員であっても、金融商品仲介業務に従事する以上、金商業等府令第 123 条第 2 項ただし書及び第 154 条第 4 号の規定の適用を受けるものと考えられます。</p> <p>これらの規定はいずれも異なる法人間での顧客情報の取扱いを定めるものであり、これらの規定によりただちに同一法人内での顧客情報の取扱いが規制されるものではないと考えられます。</p> <p>また、登録金融機関が委託金融商品取引業者又はグループ会社と顧客情報の授受を行う場合に、情報授受の主体が登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員であるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」は、必ずしも現在仲介部署として届出を行っている部署に属する従業員と一致する必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>「金融商品仲介業務に従事する」役職員に当たるか否かは、必ずしも所属する部署により決定されるものではなく、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>「金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」の範囲には、金融商品仲介業務において、非公開融資等情報を知りえない有価証券のみを取り扱う場合や、そもそも個別の有価証券を取り扱っていない場合は対象となるか。登録金融機関の仲介業務に従事する行員が顧客 A 社の有価証券に係る仲介業務を行わない場合は、A 社に関する非公開情報の授受を行うことは可能か。</p> <p>登録金融機関と委託金融商品取引業者の間で情報を授受する非オプトアウト顧客が発行する有価証券を金融商品取引業務で取り扱わず、非オプトアウト顧客に対して金融商品仲介業務による勧誘行為を行わない場合は、非オプトアウト顧客の非公開情報について、仲介業務非従事者から仲介業務に従事する役職員に提供されないための情報遮断措置は不要であるとの理解でよいか。</p>	<p>登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員である以上、取り扱う有価証券の種類や銘柄にかかわらず、金商業等府令第 123 条第 2 項ただし書及び第 154 条第 4 号の「金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」の範囲に含まれるものと考えられます。</p> <p>また、これらの規定はいずれも異なる法人間での顧客情報の取扱いを定めるものであり、これらの規定によりただちに同一法人内での情報遮断措置が求められるものではないと考えられます。</p>
<p>金商業等府令案第 154 条第 5 号について、「当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が」の文言を追加したのは、規制対象を金融商品仲介業務に限定する趣旨か。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第 154 条第 5 号の禁止規定の対象となる主体は、登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員です。</p>

<p>証券会社と親銀行の兼職取締役は、なぜ顧客の非公開情報を授受することが認められるのか、兼職と情報授受規制との関係を説明してほしい。顧客の非公開情報を内部管理目的・経営管理目的以外で利用しないのであれば、顧客情報の授受は可能か。</p> <p>証券会社と親銀行の兼職営業職員についても、同様の取り扱いとしてよいか。</p> <p>特に、役員に準ずる職員については役員と同様の取扱いが認められるべきではないか。</p>	<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号は、証券会社がグループ会社との間で顧客情報を授受することを規制するものです。</p> <p>証券会社とグループ会社を兼務する役職員が、証券会社の役職員として顧客から顧客情報を受領した場合に、例えば、当該役職員がグループ会社のために当該情報を利用して顧客を勧誘したときや、当該役職員がグループ会社の他の役職員に当該情報を提供したときなどには、法令上の問題を生じうるものと考えられますが、当該役職員がグループ会社の役職員を兼務していることをもって、ただちに法令に抵触するものではないと考えられます。</p> <p>証券会社が内部管理目的で情報共有を行う場合、内部管理部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている必要がありますが、例えば、内部管理部門に属する役職員の範囲など、具体的にどのような場合に必要な漏えい防止措置が講じられているといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>法人顧客に係るオプトアウト制度を採用せず、オプトイン制度のみを採用する場合であっても、証券会社と親子法人等との営業部門の職員の兼職は可能か。</p>	<p>オプトアウト制度を採用しない証券会社であっても、グループ会社との間で営業部門の職員の兼務を行うことが一律に否定されるものではありませんが、顧客情報の管理を適切に行う必要があることに留意する必要があります。</p>
<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 9 号は、IT の保守・管理又は内部管理のために証券会社がグループ会社から取得した顧客の非公開情報の勧誘への利用などの目的外利用を禁止する規定であるとの理解でよいか。</p> <p>同項第 7 号のうち IT の保守・管理と内部管理についてのみ、利用目的の制限を規定しているのはなぜか。</p>	<p>今般、内部管理目的での顧客情報の共有について当局の承認を不要としたことに伴い、当該情報共有による弊害防止のため、金商業等府令第 153 条第 1 項第 9 号において、共有に係る情報について目的外利用を禁止することとしています。</p>
<p>証券会社と親銀行を兼職し、証券会社の非共有情報にのみアクセスできる職員は、オプトアウトした証券会社の法人顧客に対して、親銀行の銀行代理業者である証券会社の職員として、銀行法上の規制を満たしたうえで、預金・貸付け・為替取引を勧誘することは可能か。</p>	<p>証券会社の職員として勧誘を行う場合でも、金融商品取引業に従事する役職員と銀行代理業に従事する役職員の間で非公開融資等情報の授受が原則として禁止されている（金商業等府令第 149 条第 2 号）ことに留意する必要があります。</p>
<p>投資助言業務を行う証券会社と親銀行の兼職営業職員が、証券会社の営業職員として投資助言業務を提供している顧客に対して、親銀行の営業職員として金銭の貸付けを行った場合、金商法第 41 条の 5 に違反するか。</p>	<p>営業職員が兼職をしていることをもってただちに金商法第 41 条の 5 の規定に違反するものではありませんが、いずれにせよ、金融商品取引業者がその行う投資助言業務に関して、顧客への第三者による金銭の貸付けにつき媒介、取次ぎ又は代理を行っている場合には、金商法第 41 条の 5 の規定に違反するものと考えられます。</p>

<p>金商法第 44 条の 3 第 1 項ただし書には弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が残っているにもかかわらず、承認申請の手續に係る規定を完全に廃止すべきではない。廃止する場合であっても、同項ただし書に基づく承認は法的に可能か。</p>	<p>金商法第 44 条の 3 第 1 項ただし書の承認は、金商業等府令第 151 条の場合に限定されるものではありません。</p>
--	--

3. 銀行等の優越的地位の濫用の防止

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>グループ銀行等の優越的地位の濫用行為の具体例を示して明確にしてほしい。</p> <p>親会社の 100%子会社と 50%子会社では違いがあるか。金商法と独占禁止法とで解釈に違いがあるか。</p> <p>株式を担保とする融資を顧客に行う場合、担保提供者である顧客が有価証券店頭オプション（担保株式を対象としたプットオプション）を取り組むことを希望した場合、当該デリバティブの契約締結を勧誘することは、違反となるか。</p>	<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 10 号の規定は、銀行等の優越的地位の濫用行為を実効的に防止するために、証券会社がグループ銀行等の優越的地位を濫用する行為を禁止するものであり、どのような行為がこれに当たるかについては、金商法の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p> <p>例えば、証券会社が、グループ銀行の融資先企業に対し、契約締結に応じない場合には、グループ銀行が融資を取りやめる旨を示唆すること等により、金融商品取引契約の締結を事実上余儀なくさせることがこれに該当すると考えられます。</p>

4. 主幹事引受制限の緩和

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>発行価格決定に関与する引受幹事会社は、元引受契約の内容を確定させるための協議を行うだけで元引受契約を締結しなくてもよいか。一定比率以上の引受責任を義務付けるべきではないか。</p>	<p>引受割合について条件を付すこととはしていませんが、金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハで規定する金融商品取引業者は、対象株券につき発行者と元引受契約を締結することが求められます。</p>
<p>親法人等・子法人等が売出しを行う場合は、証券会社は主幹事になることは可能との理解でよいか。</p>	<p>今般の金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハの改正は、同号の主幹事引受制限の例外事由を追加するものであり、従来と比べ制限の範囲を拡大するものではありません。</p>
<p>発行価格決定に関与する引受幹事会社が独立した引受幹事会社として求められる要件を満たしているか否かの判定は、いつの時点で行うのか。</p>	<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハの規定は、同号ハ(1)～(7)に掲げる要件のすべてを満たす引受幹事会社が引受価格の決定に適切に関与していることを求めるものであり、これらの要件を満たしているか否かの判定は、当該規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハ(4)及び(5)の 5%以上の議決権の保有については、独立した引受幹事会社が単体で保有する議決権が対象となるのか。</p>	<p>金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ハ(4)及び(5)の「対象議決権」には、いずれも親子関係にある会社が保有する議決権も含まれます（金商法第 29 条の 4 第 4 項、金商法施行令第 15 条の 10 第 1 項）。</p>

<p>企業内容開示府令案第二号様式(記載上の注意) (11)d等における、「当該金融商品取引業者」とは、①「主幹事と当該届出書に係る株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の両方」を指すのか、②「当該届出書に係る株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者のみ」を指すのか。</p>	<p>ご指摘の企業内容開示府令第二号様式(記載上の注意)(11)d等における「当該金融商品取引業者」とは、当該届出書に係る株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者のみを指すものです。</p>
<p>企業内容開示府令案第二号様式(記載上の注意) (11)d等における、「提出会社から影響を受けないためにとつた具体的な措置」とは、どのようなことを記載するのか。</p>	<p>当該届出書に係る株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者についても、提出会社と利益相反関係にあることが考えられます。 このような場合を含め、金融商品取引業者が提出会社から、その価格の決定にあたり影響を受けないようにするためにとつた具体的な措置の内容を記載することになります。</p>
<p>①企業内容開示府令案第二号様式(記載上の注意)(11)d等は、提出会社の親法人等又は子法人等が主幹事会社となる場合において、主幹事会社とは別の金融商品取引業者が、当該株券の引受けに係る発行価格の決定に適切に関与した場合にのみ記載するとの理解でよいか。 ②発行登録書(第十一号様式)及び発行登録追補書類(第十二号様式)において、第二号様式(記載上の注意)(11)d等と同様の注記を加える改正が行われていないのは何故か。</p>	<p>①貴見のとおりと考えられます。 ②発行登録書(第十一号様式)及び発行登録追補書類(第十二号様式)につきましては、(記載上の注意)において、第二号様式第一部【証券情報】中【株式の引受け】欄に準じて記載することとされており、同様の記載が求められております。</p>

II. 銀行法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>「金融業を行う者」の一つとして「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」があるが、対顧客関連業務を行わない会社は含まれないとの理解でよいか。具体的には、銀行が自らの資金調達を行う目的で海外に設立した会社(有価証券の発行代わり金を銀行に貸し付ける等の業務を行う会社、但し、当該会社は金融商品取引業は行わない)は対象外という理解でよいか。</p> <p>外国の法令に準拠して外国において「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」も含まれるのか。</p> <p>外国の法令に準拠して外国において「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」について、当該国においては「業として」行っているものと整理されない場合(例えば、事業者がその従業員に対して行うもの、グループ会社間で行うもの等)も想定されるが、そのような場合であれば、日本の法令上「業として」行っているものであっても、対象として含まれないと解することは可能か。</p>	<p>銀行のグループ会社のうち対顧客関連取引を行わない「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」であっても、グループ内の取引を通じて、当該銀行の銀行関連業務に係る顧客の利益を害すること等も考えられることから、法令上、直ちに利益相反管理の対象外とはされていませんが、実際に、利益相反管理を当該会社についてどの程度行うかについては、銀行関連業務に係る顧客の利益が害されるおそれの度合い等を踏まえて、当該銀行グループにおいて判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、銀行法施行令第4条の2の2第2項第9号に掲げる「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」は、国内外を問わず該当します。当該国における整理ではなく、銀行法上の「業として」行っているかによって判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>「銀行法第2条第2項に規定する銀行業」の範囲に、例えば、ニューヨーク州送金業者法により、送金業者としての免許を受けて送金等を業とすることが可能となる、単なる送金業者は、その範囲に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>外国の法令に準拠して外国において銀行法第2条第2項第2号に規定する為替取引を行う者は、銀行法施行令第4条の2の2第2項第10号イに掲げる者に該当します。</p>
<p>特定金融商品取引業者等の場合は、金商法上、その子金融機関等として、当該特定金融商品取引業者等の委託を受けて金融商品仲介業を営む者が含まれないが、銀行の場合は、銀行法上、その利益相反管理対象会社に、「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や子金融機関等として「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」が含まれるとの理解でよいか。その場合、かかる違いが設けられている理由は何か。</p> <p>銀行のために行われる銀行代理業の法的効果は当該銀行に帰属するものであることから、当該銀行代理業はそもそも、銀行の業務として利益相反管理の対象となるものとの理解。「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」(以下、併せて「銀行代理業者等」)が、当該銀行が行うべき利益相反管理の対象として含められ、かつ、当該銀行を所属銀行として行う銀行代理業に限らず、銀行代理業者等が行うその他の「銀行関連業</p>	<p>銀行の固有業務である貸付けの代理・媒介等を行なう銀行代理業については、その業務の内容に照らして利益相反が生じる蓋然性が高いと認められることから、銀行法では利益相反管理の対象としているものです。</p>

<p>務)もすべて、当該銀行による利益相反管理対象として含まれるとすれば、銀行や銀行持株会社による管理を義務付ける対象としては、不相当であると思われるもの。銀行にとっての銀行代理業者等と同様に位置づけられる、特定金融商品取引業者等にとっての当該特定金融商品取引業者等の委託を受けて金融商品仲介業を営む者が当該特定金融商品取引業者による利益相反管理の対象外とすることが可能なのであれば、同様の考え方が銀行代理業者等についても当てはまるのではないかと思われるもの。</p>	
<p>「当該銀行を所属銀行として銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業を営む者」とは、当該銀行が「銀行法第2条第14項に掲げる行為を外国において委託」した者(銀行法第8条第3項)及び当該銀行のために銀行代理業を行う、「銀行代理業の許可を受けることの義務の適用が除外された銀行等」(銀行法第52条の61)を意味するということか。</p> <p>なお、その場合、銀行法第2条第16項定義上、銀行を「所属銀行」とし得るのは、「銀行代理業者」(銀行法第52条の36第1項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者)のみであり、上記のような者は含まれないのではないか。また、「銀行代理業者を除く」となっているのは、どのように理解すればよいか。</p>	<p>貴見の通り「所属銀行」とは、銀行法第2条第16項において、銀行代理業者が行う同条第14項に規定する預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介等の契約において、預金又は定期積金の受入れ等を行う銀行と規定されております。ご意見を踏まえ、銀行法施行令第4条の2の2の規定中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む者」を「当該銀行のために銀行代理業を営む者」と規定を修正いたします。</p>
<p>子金融機関等の範囲において、「金融業を行う者」として、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者」が規定されているが、クレジットカード会社、リース会社のほか、どのような者が対象となるのか確認したい。</p> <p>あわせて、これらの者のうち、どのような業務が対象となるのか確認したい。</p>	<p>クレジットカード会社、リース会社であっても「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」を業として行っており、当該銀行の子法人等又は関連法人等に該当する場合には、当該銀行の子金融機関等に該当します。また、これらの者が行う業務についてはすべて銀行法施行規則第14条の11の3の3第3項に規定する「対象取引」となり得ます。</p>
<p>利益相反管理の対象となるグループ会社の範囲は、銀行、保険会社、金融商品取引業者、貸付を業として営む会社のみであり、リース会社、クレジットカード会社(貸付業務を行っている部門がある場合はその部門以外)、信託専門会社、投資顧問会社、投資助言業を営む会社等は、そもそも対象にならないという理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行規則第14条の11の3の3に規定する「対象取引」の範囲は、当該銀行、当該銀行の親金融機関等及び子金融機関等並びに当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の行うことのできる業務全てが対象となり、例えば、貸金業務とリース業務やクレジットカード業務等を併せ営む子会社が営む当該リース業務やクレジットカード業務等も対象となります。</p> <p>その上で、当該銀行、当該銀行の子金融機関等並びに当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の行う銀行関連業務に係る顧客の利益を害することとならないよう必要な措置を講じることとしております。なお、例えば、貸付等を併せ営まず、専らリース業のみを営む子会社は、銀行法施行令第4条の2の2第2項各号に該当しないことから、そもそも子金融機関等には該当しません。</p>

(銀行関連業務の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>銀行法施行規則案 14 条の 11 の 3 の 2 にいう、「顧客の利益が不当に害される」場合とは、所謂「利益相反取引(例えば、主要行監督指針案 V-1-1)」のみを想定しているのか。すなわち、条文解釈上、「利益相反取引」管理以外に管理すべき取引はない、と理解してよいか。当該条項の文言上は「利益相反取引」の用語は用いられておらず、「顧客の利益が不当に害されることのないよう」と規定されているため、当該条文の趣旨および解釈について確認したい。</p>	<p>銀行法第 13 条の 3 の 2 及び銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 2 における「顧客の利益が不当に害される」場合とは、「利益相反取引」によるものを想定しています。</p>
<p>今回、全ての銀行に対して利益相反管理体制の整備を義務付けることとした理由としては、「利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけでなく、銀行グループ内の部門間、同一グループ内の会社間のいずれでも起こりうる問題である」ことが挙げられている。(中小・地域金融機関監督指針案 III-4-12-1)</p> <p>しかし、銀行は、そもそも業務範囲規制(他業禁止)により取り扱える業務が制限されていることもあり、証券子会社や保険子会社を持たない銀行の場合、利益相反が起こりうるケースは想定しにくい。また、利益相反の弊害が発生する懸念がある取引については、既に個別に監督指針等で、利益相反の弊害を防止するための態勢整備等が求められている(注)。</p> <p>(注)具体的には、現状、以下の取引について、監督指針等で個別に態勢整備等が求められている。 M&A…主要行監督指針(利益相反行為防止の態勢整備等) プライベート・バンキング…主要行監督指針案 III-3-4-2-2(3)(利益相反の回避及び業務運営上必要な隔壁・情報管理態勢等の確立) シンジケート・ローン…検査マニュアル・法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト III 5①(事前のリーガル・チェックの実施態勢の整備、リーガル・チェックの範囲や責任の所在等の明確化)</p> <p>そうした中、全ての銀行に対して一律に、銀行関連業務全般について利益相反管理体制の整備(類型化作業も含め)を求めることは、過重な負担を課すものである。したがって、利益相反管理の対象については、銀行関連業務全般とするのではなく、利益相反が発生するおそれのある業務(もしくは取引)を銀行法施行規則もしくは監督指針等で限定列挙する形とし、銀行グループの業務範囲の拡大等により新たに利益相反が懸念される取引類型が出てきた場合には、そこに追加していく形を取るべきである。</p>	<p>利益相反は、あらゆる業務に関し起こりうるものであり、その管理が必要な業務はできるだけ広く捉えることが望ましいと考えられます。一方で、銀行関連業務の範囲を定めるに当たっては、法律において規定している業務に準じたものとする必要があります。そこで、本規制では、業務の健全かつ適切な運営が求められる銀行本体が営むことができる業務に関しては、子会社で行われているものも含め対象とすべきと考え、その顧客の利益を不当に害さないよう管理を求めることとしているものです。</p> <p>なお、利益相反となる取引はその実態に応じて影響の度合い等が異なるものであって、銀行法施行規則等において個別に対象となる取引を列挙することは、当該規制の実効性に照らし望ましくないものと考えられます。</p>

<p>「銀行関連業務」(銀行が営むことができる業務)とは、銀行自身が銀行法第 10 条乃至第 12 条の規定により営むことができる業務をいい、銀行の(国内外の)子会社が営むことができる業務であって、銀行法第 10 条乃至第 12 条の規定により銀行が営むことのできる業務に該当しないものは含まれないとの理解でよいか。</p> <p>「銀行関連業務」には、業務性を有しない(事実行為として行う)取引・行為は含まれないとの理解でよいか(業務性を有しない取引・行為としては、例えば、銀行間の合併により取得した遊休化した土地・建物の売却、店舗用地として購入した土地の店舗建設までの期間中の第三者への賃貸、たまたま開発したソフトプログラムの他の銀行への売却等を想定)。</p>	<p>銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 2 に規定する銀行関連業務とは、銀行法第 10 条、第 11 条及び銀行が他の法律により営む業務をいい、これらに含まれない業務、子会社でしか営むことができない業務については銀行関連業務には含まれないものと考えられます。</p> <p>なお、「業務性を有しない取引・行為」は基本的には「銀行関連業務」には該当しないものと考えられますが、「銀行関連業務」に該当するか否かは、実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>「銀行が営むことができる業務」(銀行関連業務)とは、銀行法第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定により、銀行が営むことができる業務をいう、という理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p> <p>なお、利益相反は、あらゆる業務に関し起こりうるものであり、その管理が必要な業務はできるだけ広く捉えることが望ましいと考えられます。一方で、銀行関連業務の範囲を定めるに当たっては、法律において規定している業務に準じたものとする必要があります。そこで、本規制では、業務の健全かつ適切な運営が求められる銀行本体が営むことができる業務に関しては、子会社で行われているものも含め対象とすべきと考え、その顧客の利益を不当に害さないよう管理を求めることとしているものです。</p>
<p>利益相反管理の対象とする「銀行関連業務」(銀行法施行規則案 14 条の 11 の 3 の 2)の範囲は「銀行が営むことの出来る業務」ではなく、子金融機関等が行う業務全てを対象とすべきである。「銀行が営むことの出来る業務」を、銀行法上銀行が営める業務に限定した場合、銀行のグループ会社が業として行う業務のうちで利益相反防止措置の対象となる業務とならない業務が生じる。例えば、銀行の子会社たる運用会社が行う助言業務に関しては、銀行が営むことの出来る業務に含まれることから、当該運用会社の助言業務に係る顧客のため、銀行本体において利益相反防止措置を講ずる必要がある一方、銀行の子会社たる運用会社が行う投資一任業務に関しては、当該業務が「銀行が営むことの出来る業務」に該当しないため、顧客の利益保護のための相反防止措置を講ずる必要はないこととなる。助言と投資一任のリスクを考えた場合、後者の方がリスクは大きいものと考えられるが(例:銀行のローンポートを信託受益権化してグループ運用会社の投資一任勘定で買わせる場合等)、後者の場合において、現状の銀行法・金商法の政府令案では銀行、グループ投資運用業者のいずれにおいても利益相反防止措置を講ずる必要がないこととなり不合理である。</p>	<p>利益相反は、あらゆる業務に関し起こりうるものであり、その管理が必要な業務はできるだけ広く捉えることが望ましいと考えられます。一方で、銀行関連業務の範囲を定めるに当たっては、法律において規定している業務に準じたものとする必要があります。そこで、本規制では、業務の健全かつ適切な運営が求められる銀行本体が営むことができる業務に関しては、子会社で行われているものも含め対象とすべきと考え、その顧客の利益を不当に害さないよう管理を求めることとしているものです。</p>

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>銀行法第 13 条の 3 の 2 において「顧客の利益が不当に害されることのないよう」銀行等に義務付けられた体制整備は、中小・地域金融機関監督指針案Ⅲ-4-12 の「顧客の利益の保護のための体制整備」、さらには、金融検査マニュアル「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」Ⅲ-4-(3)の「利益相反関係の回避等に関する着眼点」で求める弊害防止措置を講じる態勢と同一と理解してよいか。</p>	<p>銀行法第 13 条の 3 の 2 第 1 項の規定により義務づけられる顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置について、具体的には銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 2 及び第 14 条の 11 の 3 の 3 において規定しております。なお、当該規定に基づく具体的な措置については、お尋ねの監督指針及び検査マニュアル等にご留意いただければと考えております。</p>
<p>①信託銀行が銀行法第 13 条の 3 の 2 の利益相反管理体制を構築する場合には、上記の兼営法・信託業法で定められている利益相反禁止に関する準則も含めたものにする必要があるのか。</p> <p>②上記①に対する回答が「必要である」という場合、信託会社は利益相反管理体制を構築する義務を負わないことに鑑みると不均衡ではないか。</p>	<p>信託銀行については、当該信託銀行の顧客の利益が不当に害されることがないよう銀行法第 13 条の 3 の 2 の規定に基づき利益相反管理体制の整備を行う必要があります。</p> <p>信託会社については、銀行法第 13 条の 3 の 2 の規定に基づく利益相反管理体制整備義務の名宛人とはなりません。これは、新たな利益相反管理体制の整備義務の導入であることを踏まえ、法令に基づく義務としては、利益相反の生じる場数が相対的に多いと考えられ、かつ、その業容等からして適切な体制整備の必要性の程度が一般的に高いと考えられるものをまずは対象とすることが適当であるとの考えに基づくものです。</p>
<p>銀行においては、取引先の業種毎に営業部門を割り付けているのが普通であり、同一担当者がライバル社の担当もしているということは日常的に起こっていることである。</p> <p>このような与信取引においては、敵対的買収のようなケースを除き、通常「銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害される」という状況にはならないことを確認したい。</p> <p>(銀行は、同業種の情報を集約することにより、審査能力の向上、取引先ニーズの把握による新規提案・新商品の開発を行っている。また、取引先としても、銀行が他の同業者(競業社)に対しても与信を行っていることは知っている(周知の事実)のだから、敵対的買収のようなケースを除き、「不当に顧客の利害を害される」とはならないと考えられる。)</p>	<p>ライバル社複数に対する与信行為をもって直ちに「不当に顧客の利益を害される」こととなるわけではありませんが、敵対的買収の両当事者に対する与信行為以外のライバル社への与信行為についても、銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 3 に規定する対象取引により、当該銀行やその子金融機関等の行う銀行関連業務に係る顧客の利益を不当に害する取引は生じる可能性は考えられます。</p>
<p>「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講じる義務は、「利益相反管理体制」の整備義務を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 3 の規定により、銀行等は、利益相反管理体制の整備、利益相反管理方針の策定・公表及び利益相反管理に係る記録の保存が求められます。</p>
<p>貸金業者(第一種金融商品取引業者、銀行、保険会社を兼任していない者)には、今回の政令案・内閣府令案により、改正銀行法第 13 条の 3 の 2、改正銀行法施行規則案第 14 条の 11 の 3 の 3 のような利益相反体制の整備は求められていないという理解でよいか。</p>	<p>今般の改正によって、貸金業法では貸金業者を名宛人とする利益相反管理体制の整備を求めてはおりません。なお、銀行法第 13 条の 3 の 2 においては、銀行を名宛人として、当該銀行の子金融機関等である貸金業者の顧客の利益が不当に害されることにならないよう措置を講じるよう規定しております。</p>

<p>「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」や「当該銀行を所属銀行として銀行代理業を営む者」(以下、併せて「銀行代理業者等」)が行う「銀行関連業務」につき、以下のようなケースは「当該銀行」や「当該銀行」の親会社である銀行持株会社による管理の対象外とすることが可能との理解でよいか。</p> <p>(1)①銀行代理業者等が所属銀行のために行う銀行代理業(以下「対象銀行代理業」と、②当該銀行代理業者等が行う対象銀行代理業以外の業務であって銀行関連業務に該当するもの(以下「プロパー業務」)の利益相反</p> <p>(2)銀行代理業者等のプロパー業務間の利益相反</p> <p>(3)①所属銀行や当該所属銀行が属する金融グループ内の他のエンティティが行う業務と、②銀行代理業者等が行うプロパー業務の利益相反</p> <p>(4)複数の所属銀行が存在する場合の銀行代理業間の利益相反</p> <p>(5)複数の銀行代理業者等が存在する場合の、当該銀行代理業者等のプロパー業務間の利益相反</p> <p>(1)のケースは所属銀行による銀行代理業者等の管理・監督に委ねるべき問題。また、(2)乃至(5)のケースは、(i)所属銀行が属する金融グループが関与しえず、金融グループにおける利益相反を観念し難い業務、また、(ii)所属銀行による管理を及ぼし得ない業務であり、銀行や銀行持株会社による管理を義務付ける対象としては、不相当であると思われるもの。</p>	<p>銀行法第13条の3の2(銀行法施行令第4条の2の2)において、当該銀行は銀行法施行規則第14条の11の3の3において規定する対象取引に伴い、当該銀行のために銀行代理業を営む者等の銀行関連業務に係る顧客の利益を害することとならないよう措置を講じることとしております。</p> <p>なお、「対象取引」の特定にあたっては、必ずしも取引の内容等にかかわらず一律の対応が求められるものではなく、銀行、当該銀行の子金融機関等又は当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の内容・特性・規模等に応じ、適切な方法により特定を行うことが求められます。</p>
<p>外資系銀行の場合、既にグローバルに構築している体制に基づいて顧客との利益相反を管理している場合が多い。今回の法令改正によっても、このようなグローバルな利益相反管理体制が、法令の求める要件を具備している場合は、本邦の外資系銀行が、日本で別個の管理体制を重複して構築することまでは求められるものではなく、具体的に補足対応として求められるものは、①日本での「概要」の公表(「方針」はグローバルのもの)、②本邦外資系銀行における担当部署の明確化(「管理統括者」はグローバルの統括部署)、③本邦外資系銀行が関与した案件に係る記録の保存という理解でよいか。</p>	<p>必ずしも本邦の外国銀行支店内において独立した体制の構築を義務づけるものではなく、例えば、グローバルベースで構築している利益相反管理体制であって、法令の要件を充足するものであれば利益相反管理体制を構築したものと考えられます。</p> <p>なお、具体的な利益相反管理体制の適切性については、その実態に即して判断されるべきものですが、銀行等が行うこととされている利益相反管理を当該銀行等の親金融機関等が行っている場合であっても、当該銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括者の設置等が求められることに留意する必要があります。</p>

<p>銀行持株会社と共通の利益相反管理体制を利用することができる場合、銀行は、法令上及び監督指針上銀行に求められる条件に準則するよう、その管理体制を活用し、必要に応じて補足対応を行えば足りるのであって、銀行持株会社と別個の管理体制を構築する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>銀行持株会社における利益相反管理体制によって、その子銀行等に課せられている利益相反管理体制の要件をすべて満たしているのであれば、必ずしも当該子銀行等において別途の独立した管理体制を構築する必要はないものと考えられます。</p> <p>なお、具体的な利益相反管理体制の適切性については、その実態に即して判断されるべきものですが、子銀行等が行うこととされている利益相反管理を銀行持株会社が行っている場合であっても、当該子銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括者の設置等が求められることに留意する必要があります。</p>
<p>銀行持株会社において「対象取引」の特定及び顧客保護を図るための措置(利益相反防止措置)が適切に実施されている場合は、当該銀行持株会社傘下の銀行や証券会社において、個社別に利益相反防止措置を講ずる必要がない旨を明らかにしてほしい。(現在の政府令案によると、上記のような場合でも、銀行持株会社の他、傘下の個社別においても利益相反防止の体制を屋上屋で組まなければならないかのように読めるため。)</p>	<p>「利益相反のおそれがある取引」とは、そもそも、どのような関係者間の利益相反取引を対象としているのか。その対象範囲を具体的に示してほしい。</p> <p>例えば、次の取引のうち、いずれが利益相反のおそれがある取引に該当するのか。③・④については、銀行・子金融機関等が顧客の利益を害するおそれが低いため、「利益相反のおそれのある取引」にあたらないとの理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銀行と顧客の間 ② 子金融機関等と顧客の間 ③ 銀行と子金融機関等との間 ④ 子金融機関等と子金融機関等との間 ⑤ 顧客と顧客との間(A社がB社を吸収合併するにあたり、銀行がA社から相談を受けたが、銀行は同時にB社とも取引があるようなケース) <p>③④を含めいずれの取引も利益相反取引が生じるおそれはあるものと考えられます。ただし、すべてのケースにおいて一律の対応が求められているものではなく、銀行、当該銀行の子金融機関等又は当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の内容・特性・規模等に応じ、適切な方法により特定を行うことが求められます。</p>
<p>「対象取引を適切な方法により特定」する方法としては、個別具体的に取引を特定する方法のみならず、利益相反関係に該当する取引を典型的に列挙して特定(主要行監督指針案V-5-2(1)「あらかじめ特定・類型化」参照)することでもよいと考えてよいか。上記を前提とする場合、同項4号イにいう「対象取引の特定に係る記録」も、上記類型化により特定した対象取引の記録を保存することでよいと考えてよいか。</p>	<p>銀行法施行規則第14条の11の3の3に規定する「対象取引」の特定にあたっては、必ずしも取引の内容等にかかわらず一律の対応が求められるものではなく、銀行、当該銀行の子金融機関等又は当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の内容・特性・規模等に応じ、適切な方法により特定及び特定された取引についての記録を保存する必要があるものと考えられます。</p> <p>なお、主要行監督指針案V-5-2(1)における「特定・類型化」については、対象取引を特定した上で、対応措置を講ずるために類型化することを求めることとしているものです。</p>

<p>金融グループの利益相反については、その形態・程度が多様多様なものであり、取引の状況や当事者の役割等の要素次第で弊害の生じる可能性が大きく異なることから、画一的な規制で対応することには限界があり、いわゆるプリンシプルベースの規律により実態に応じて利益相反を管理することを金融グループに求めることが適当であると考えます。</p> <p>この点、公表された金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項、銀行法施行規則案第 14 条の 11 の 3 の 3 第 1 項等の規定では、利益相反の管理について画一的な対応を規制によって義務づけるのではなく、一定の原則に従った体制や方針を整備することを金融商品取引業者や銀行等に求めるものであり、利益相反という問題の性質に適合した妥当な規制のあり方であると考えます。</p> <p>金融機関の利益相反管理に関する規律については、法文上、プリンシプルベースの規定とするだけでなく、金融機関に対する監督・検査の場面でも、検査マニュアル等により画一的な運用を行うのではなく、実態に応じた柔軟な運用が行われることを期待する。例えば、金商業等府令案第 70 条の 3 第 1 項第 2 号イないしニ、銀行法施行規則案第 14 条の 11 の 3 の 3 第 1 項イないしニ等に列挙されている利益相反管理の方法はあくまでも例示に過ぎないものであり、利益相反の態様によってはこれら以外の方法によってその管理を行うことが監督官庁の運用によって事実上、禁止ないし制限されるようなことは避けるべきである。</p>	<p>今般の改正は、金融機関に対して、高い自己規律に基づいた自主的な内部管理体制の整備を求めるものであり、当局としては、その実施状況について、監督・検査を通じて適切にモニタリングを行うことで、規制の実効性の確保に努めていくこととしています。</p> <p>銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 3 第 1 項第 2 号イからニまでは、ご意見の通り顧客の保護を適正に確保する方法の例示であり、顧客の保護を適正に確保するためにいかなる対応が求められるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>今回の改正案の、銀行法施行規則案第 14 条の 11 の 3 の 3 第 1 項第 2 号、金商業等府令案第 70 条の 3 第 2 号の「その他の方法」について。金融取引にはいろいろなバリエーションがあり、内閣府令の各号の対応だけでは実務上適切な対処ができないことが想定されるので、「その他の方法」というところについては、各金融機関の実情にあわせ、その自主的判断を尊重する監督・検査をしていただかないと、実務上相当な弊害が出ると思うので、配慮をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今般の改正は、金融機関に対して、高い自己規律に基づいた自主的な内部管理体制の整備を求めるものであり、当局としては、その実施状況について、監督・検査を通じて適切にモニタリングを行うことで、規制の実効性の確保に努めていくこととしています。</p>
<p>イからニに掲げられた方法は、「次に掲げる方法その他の方法」とあることから、例示でありこれらに限られるものではないこと、また、複数の方法の組み合わせによる対応も可能であるという理解でよいか。</p> <p>「次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備」とあるが、イないしニに掲げる方法は例示であり、これらの方法を選択または組み合わせることも当然に含まれると解されるが、そのような理解でよいか(主要行監督指針案 V-5-2(2)もかかる前提で記載されている)。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>「対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法」とは、「平成 20 年度金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令案の概要」にあるように、「部門間の情報隔壁(の構築)」「チャイニーズウォールの構築」を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

<p>「対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法」については、一部の取引を中止する方法も認められるか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、銀行法施行規則第14条の11の3の3第1項第2号イからニまでに掲げる措置は、顧客の保護を適正に確保するための例示であり、顧客の保護を適正に確保するためにいかなる対応を求められるかは個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。</p>
<p>利益相反管理対象取引の特定と管理に係る5年分の記録の保存の趣旨として、後日の検証等が考えられるが、かかる趣旨からすれば、保管すべき記録は、取引の概要・他の取引との間の利益相反関係の有無の確認結果・(他の取引との間の利益相反関係がある場合の)対応や管理の検討結果の概要が分かるものでよいか。</p>	<p>利益相反管理に係る記録は、銀行法第13条の3の2第1項により構築された利益相反管理体制の下で、実際に行われた利益相反取引の特定及び対応措置(部門の分離、取引の変更・中止、顧客への開示等)の事後的な検証を可能とするために保存が求められるものです。</p> <p>求められる記録の具体的な内容は個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、例えば、特定した利益相反取引や実施した対応措置の概要の記録等が含まれるものと考えられます。</p>
<p>「対象取引の特定に係る記録」および「顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録」について、最低限記載していなければならない記録を明確にしてほしい。</p>	
<p>記録の保存については、「対象取引の特定に係る記録」、「顧客の保護を適切に確保するための措置に係る記録」を保存することとされているが、記録が求められる内容は、特定した取引の概要と実施した措置であり、個々の取引の詳細な記録までは不要との理解でよいか。</p>	

2. その他

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>証券会社(有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)とその親銀行の兼職営業職員が、親銀行の営業職員として金銭の貸付けをする場合、証券会社が銀行の金銭の貸付けに係る契約の締結の代理・媒介、すなわち、銀行代理業(銀行法第2条第14項)を営んでいるとは見られないという理解でよいか(顧客のオプトイン又は法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供により顧客に関する非公開情報が共有されていることを前提とする。)</p>	<p>親銀行の営業職員として他の銀行のために銀行代理業を営んでいない場合には、当該親銀行として行っているものと考えられます。</p>

規模の大きな銀行の場合でも、「銀行とグループ証券会社の双方の常務に従事する取締役を兼職する者」の他に、銀行の常務のみに従事する取締役が置かれ、或いは、銀行の常務に従事する取締役を補佐する役職員を充実させること等によって、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を害するおそれがないと認められる場合」は、銀行法第7条の認可が認められる場合があるという理解でよいか。

「銀行の業務の健全かつ適切な運営を害するおそれがないと認められる場合」は、銀行の規模や業務内容によっては、「銀行とグループ証券会社の双方の常務に従事する取締役を兼職する者」のみであっても、銀行法第7条の認可が認められる場合があるという理解でよいか。

個別の事例に即して判断することとなりますが、貴見のとおり、銀行法第7条の規定に基づき、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合等であれば、銀行の常務に従事する取締役等がそのグループ証券会社の常務に従事することが認められる場合があるものと考えられます。

Ⅲ. 保険業法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(保険関連業務の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>「保険関連業務」とは、保険会社の固有業務(保険業法第 97 条)、付随業務(保険業法第 98 条及び保険監督指針Ⅲ-2-15)、法定他業(保険業法第 99 条)、他の法律により行う業務(保険業法第 100 条)を指すとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
<p>利益相反管理の対象とする「保険関連業務」の範囲は「保険会社が行うことの出来る業務」ではなく、子金融機関等が行う業務全てを対象とすべきである。例えば、保険会社の子会社たる運用会社が行う助言業務に関しては、「保険会社が行うことの出来る業務」に含まれることから、保険会社本体において利益相反防止措置を講ずる必要がある一方、保険会社の子会社たる運用会社が行う投資一任業務に関しては、当該業務が「保険会社が行うことの出来る業務」に該当しないため、相反防止措置を講ずる必要はないこととなり不合理である。</p>	<p>利益相反は、あらゆる業務に関し起こりうるものであり、その管理が必要な業務はできるだけ広く捉えることが望ましいと考えられます。一方で、保険関連業務の範囲を定めるに当たっては、法律において規定している業務(保険業)に準じたものとする必要があります。そこで、本規制では、業務の健全かつ適切な運営が求められる保険会社本体が営むことができる業務に関しては、子会社で行われているものも含め対象とすべきと考え、その顧客の利益を不当に害さないよう管理を求めているものです。</p>
<p>保険業法施行規則案第 53 条の 13 の保険関連業務の定義は、「保険会社が営むことができる業務」となっているが、「保険会社」の中には営利を目的としない相互会社もあることから、「保険会社が行うことができる業務」にすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ規定を修正いたします。</p>

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>本改正案の公布及び施行時期については、利益相反管理体制の整備に要する準備期間を十分に確保できるよう配慮いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>今般の改正については、利益相反が生じること自体を否定するのではなく、金融機関が利益相反を認識した上で、顧客に重大な不利益が生じる可能性がある場合にはこれに適切に対処することが目的であることを確認したい。</p>	<p>今般の改正は、金融機関に対して、顧客の利益を不当に害しないよう高い自己規律に基づいた自主的な内部管理体制の整備を求めるものであり、「利益相反が生じること自体を否定する」ものではありません。当局としては、その実施状況について、監督・検査を通じて適切にモニタリングを行うことで、規制の実効性の確保に努めていくこととしています。</p>

<p>本条で措置を求められているのは、グループ会社間における利益相反管理のみならず、同一会社内（例えば保険会社内の部門間）における利益相反管理も含むとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、利益相反は、保険会社グループの複数の会社における取引を通じて発生することもあれば、同一会社の複数の部門における取引を通じて発生することもあると考えられますが、求められる体制の具体的な内容については、その金融グループが行う業務の内容、規模等に照らして、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>登録金融機関である保険会社については、保険業法第 100 条の2の2第1項に基づく利益相反管理体制だけでなく、金融商品取引法第 36 条第2項に基づく利益相反管理体制を整備する必要があるが、当該保険会社が策定する利益相反管理方針については、保険業法施行規則に規定するものと金商業等府令に規定するものの2つを別々に策定するのではなく、両者を合わせた1つのものを策定することで足りるとの理解で良いか。</p>	<p>登録金融機関である保険会社については、保険業法施行規則第 53 条の 14 第1項第3号の規定による利益相反管理方針と、金商業等府令第 70 条の3第1項第3号の規定による利益相反管理方針の両方針の策定を求められることとなりますが、両規定が求める要件を満たすものであれば、必ずしも別個の方針として策定することが求められるものではないものと考えられます。</p>
<p>「顧客」とは、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に関し、当該保険会社又はその子金融機関等が商品または役務の提供を行う相手方であって、例えば、保険会社が商品または役務の提供を受ける場合の相手方を含まないとの理解で良いか。</p>	<p>本条における「顧客」とは、保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務において、取引の相手方となる者をいいます。保険会社又はその子金融機関等が、専ら顧客となって商品又は役務の提供を受ける場合における取引の相手方は、基本的には、「顧客」に該当しないと考えられますが、「顧客」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。</p>
<p>保険業法施行規則案第1項第2号二において、「対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法」とあるが、開示の態様については、口頭であると書面であると電磁的方法であるとを問わず、当該対象取引の場面に応じ適切な時期および方法を選択することが可能との理解で良いか。</p>	<p>保険業法施行規則第 53 条の 14 第1項第2号二の規定に基づき、利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する場合には、当該「顧客の利益が不当に害されることのないよう」適切に開示がなされる必要があります。具体的にどのような場合であれば適切に開示がなされたといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>保険業法施行規則案第1項第2号二において、「対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法」とあるが、例えば、基本的な委託契約等を締結のうえ、個別案件については都度発注書等により注文を行うような取引慣行がある場合において、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについての開示は基本的な委託契約等締結時に一般的な説明をすることによる方法も認められるとの理解で良いか。</p>	<p>ご質問にあるような方法による対応も一律に排除されるものではありませんが、それにより顧客保護が適正に確保されているか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>

<p>保険業法施行規則案第1項第4号において「イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録」とあるのは、利益相反が発生するおそれがあると判断された個別の取引について利益相反管理統括者が行う利益相反該当性判断に係る記録との理解で良いか。</p> <p>また、「ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録」とあるのは、上記個別の取引に対して具体的にとった措置に係る記録との理解で良いか。</p>	<p>本号における記録は、本規制により構築された利益相反管理体制の下で、実際に行われた利益相反取引の特定及び対応措置(部門の分離、取引の変更・中止、顧客への開示等)の事後的な検証を可能とするために保存が求められるものです。</p> <p>求められる記録の具体的な内容は個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、例えば、特定した利益相反取引や実施した対応措置の概要の記録等が含まれるものと考えられます。</p> <p>また、本号における記録の保存方法については、適切かつ確実に保存されるものであればよいと考えられます。</p>
<p>保険業法施行規則案第1項第4号の記録の保存方法は、書面であると電磁媒体保存する方法であると問わず、各保険会社において適切な方法を選択することで構わないとの理解で良いか。</p>	

(その他)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>株式会社商工組合中央金庫法第39条の規定により、株式会社商工組合中央金庫も保険会社を保有することができることとされている。グループを形成することが可能である以上、株式会社商工組合中央金庫も第53条の4及び第53条の6の規制対象とすべきである。</p>	<p>保険業法施行規則第53条の4第3項において規定する「金融機関」の範囲は、現行保険業法施行令第2条の3第4項の規定を削除することに伴い、同項の規定をそのまま引き写す技術的な改正ですので、原案のとおりとさせていただきます。なお、現時点において、政府出資が残っている株式会社商工組合中央金庫を保険業法施行規則第53条の4及び第53条の6に規定する「金融機関」の範囲に含める必要はないと考えていますが、ご意見については、同金庫の完全民営化の状況に応じて、検討をまいります。</p>

IV. 農林中央金庫法関連

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(子金融機関等の範囲)

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>改正農林中央金庫法 59 条の2の2で、農林中央金庫は利益相反管理体制の構築が求められている。その対象として、農林中央金庫は子金融機関等との利益相反管理が求められており、同条2項で保険会社が子金融機関等に含まれることとされている。ところで、農林中央金庫が保有できる子会社は制限されており、農林中央金庫法第 72 条に子会社対象会社が列挙されている。ところが、この中に保険会社は列挙されていない。</p> <p>また、農林中央金庫法施行令第8条の2でも、金融機関等の範囲に保険会社以外の保険業を行う者(少額短期保険業者や保険業を行う外国の者)が含まれていない。については、保険会社が農林中央金庫の利益相反管理の対象であるのかどうかについて明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、保険会社が農林中央金庫代理業者として利益相反管理の対象となる場合は別途規定されているので、保険会社が農林中央金庫の子会社(子法人等)としての利益相反管理を受ける場面があるのかどうかという趣旨である。(子会社対象会社でないのに保険会社が利益相反管理の対象となっているケースは、他の協同組織金融機関関係の法令にも見受けられるが、代表事例として農林中央金庫の例を挙げた。)</p>	<p>ご指摘の通り、保険会社は、農林中央金庫の子金融機関等には該当は致しませんが、農林中央金庫代理業者となる場合が想定されます。この場合には、農林中央金庫は、改正後の農林中央金庫法第 59 条の2の2第1項の規定に基づき、当該農林中央金庫代理業者である保険会社は利益相反管理の対象となり得るものと考えられます。</p>

V. 投資信託及び投資法人に関する法律関連

1. 投資法人の合併手続の明確化

パブリックコメントの概要	金融庁の考え方
<p>投信法施行規則案第 193 条の規定は、合併対価として金銭のみを選択することはできないとの理解でよいか。</p>	<p>今般の改正は、投資法人の吸収合併に際し、いわゆる合併交付金として、合併比率の調整に伴い投資口の交付に付随して金銭の交付を行うことや、合併事業年度における吸収合併消滅法人の利益を吸収合併存続法人から配当代わり金として交付すること等が可能であることを明確化するものであり、合併対価として金銭のみを選択することなどを含めた、いわゆる合併対価の柔軟化を認めるものではありません。</p>
<p>投資法人計算規則の改正案の規定は、合併対価の柔軟化を認めたものではなく、いわゆる合併交付金の範囲で金銭が交付される場合を想定したものとの理解でよいか。</p>	